

村上市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 9 月策定
令和 4 年 3 月改訂

【 目 次 】

第1章	計画概要	1
1	はじめに	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画の対象施設	3
第2章	公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1	公共施設等の現状と課題	5
2	総人口や年代別人口についての今後の見通し	16
3	財政状況の現状と課題	17
4	有形固定資産減価償却率の推移	19
5	公共施設等の過去に行った対策の実績	19
6	公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み	25
第3章	公共施設等の管理に関する基本的な方針	32
1	点検・診断等の実施方針	32
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	33
3	安全確保の実施方針	33
4	耐震化の実施方針	34
5	ユニバーサルデザイン化の推進方針	34
6	長寿命化の実施方針	35
7	統合や廃止の推進方針	36
8	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
第4章	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	38
1	市民文化系・社会教育施設	38
2	スポーツ、レクリエーション系施設・公園	38
3	学校教育施設	39
4	福祉関係施設	39
5	行政施設	40
6	公営住宅	40
7	上水道施設	40
8	下水処理施設	40
9	道路・橋りょう	41
10	その他の施設	41
11	普通財産	41
第5章	推進体制	42
1	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制整備	42
2	情報管理・共有方策	42
3	フォローアップの実施方針	42
資料編		43
1	公共施設等の将来更新等費用の試算条件	43

1 はじめに

本市では、市民の生活環境の向上と多様な行政需要に対応するため、公共施設^(注1)やインフラ施設^(注2)の整備を進めてきました。

一方、少子高齢化や人口減少に加え、財政規模の脆弱化が進行しつつある中、整備を進めてきた公共施設等^(注3)の老朽化が進み、建替えや布設替えなどの更新時期を一斉に迎えており、財政を圧迫することが懸念されます。

このため、公共施設等の維持及び更新に係る経費の縮減と平準化を図り、市民の財産である公共施設等の適正な維持管理を行う必要があります。

これまで公共施設等について、総合計画に基づき個別施設計画を策定し維持・管理に努めてきた経緯があり、「公共施設等総合管理計画」は公共施設等の管理に関わる個別施設計画の上位計画として、市が所有する全ての公共施設等の現状を把握するとともに、維持及び更新について基本的な方針を定めるものです。

なお、機能が重複する公共施設が複数あることの課題が公共施設の維持管理を困難にしている現状を踏まえ、令和3年3月に「公共施設マネジメントプログラム」を公表し、公共施設の管理計画を明らかにして「持続するまち」の実現に向けた取組をスタートしています。

また、「道路」、「橋りょう」、「港湾・漁港」、「海岸」のインフラ施設についても同様に、ロードマップを作成して長寿命化事業に取り組むこととします。

(注1) 公共施設：庁舎や学校、体育館等のいわゆるハコモノを指します。本計画における公共施設は、延床面積50㎡以上の公共施設を対象とします。

(注2) インフラ施設：インフラストラクチャー（Infrastructure）の略で、本計画におけるインフラ施設は、道路（市道・農道・林道）や橋りょう、水道管、下水道管を対象とします。

(注3) 公共施設等：公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念です。（総務省、平成26（2014）年4月22日「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」より）

2 計画の位置づけ

平成 25（2013）年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」の中で「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」とされ、これを受け、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議を立ち上げ、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

これらの状況を踏まえ、地方自治体に対して、平成 26（2014）年 4 月、総務省から公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の速やかな策定について要請があり、平成 28（2016）年 9 月に「村上市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、総務省より平成 30（2018）年 2 月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」

（以下、「改訂指針」という。）が公表され、公共施設等総合管理計画の不断の見直しが求められ、令和 3（2021）年 1 月に「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（以下、「見直し留意事項」という。）が公表されました。

本計画は、この改訂指針及び見直し留意事項に基づき、公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を改訂するものであり、インフラ長寿命化基本計画で示された、地方自治体が策定すべき行動計画に位置づけるものです。

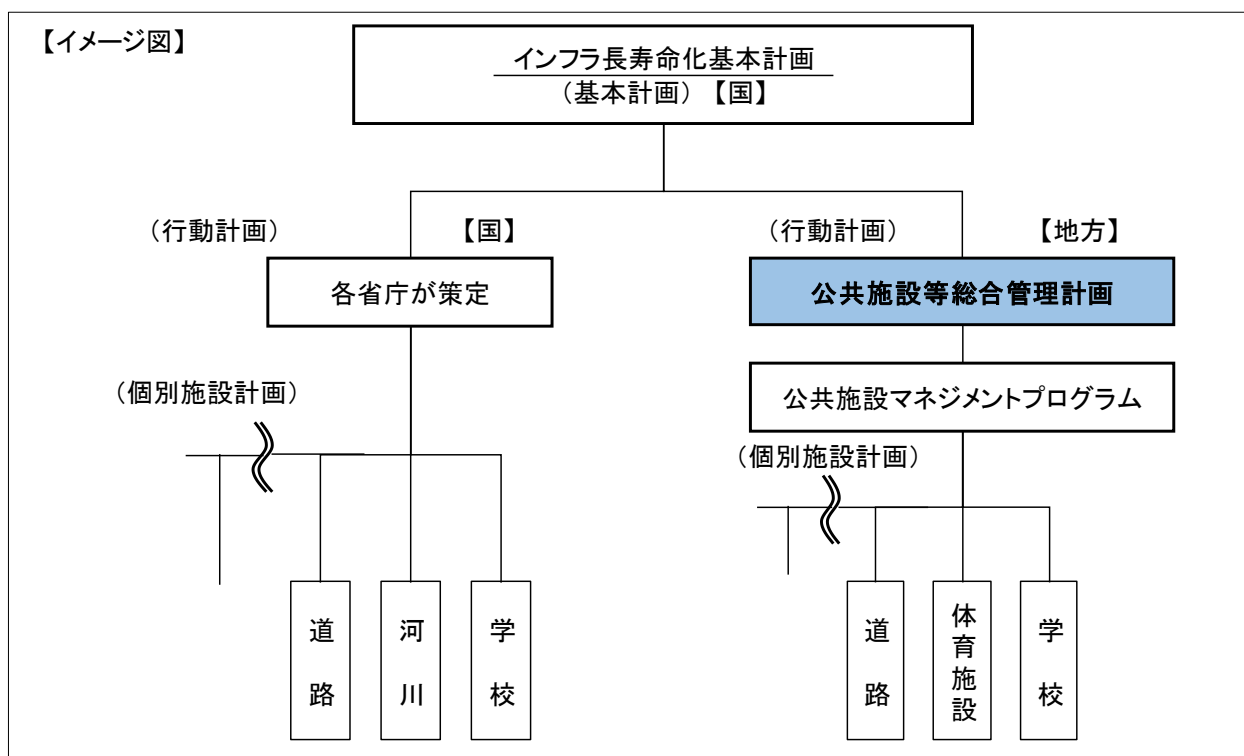


図 1.1 計画体系イメージ図

3 計画期間

公共施設等の適正管理を進めるには中長期的な視点が必要ですが、既に策定済みの個別施設計画を尊重し、約 30 年後には公共施設等の更新費用が膨らむことが予想されているため、本計画は平成 28（2016）年度から令和 27（2045）年度までの 30 年間とし、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象施設

本計画の対象施設は、50 m²以上の公共施設とインフラ施設とします。

公共施設については、13分類（294施設、605棟）、インフラ施設については、道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港の5分類とインフラ関係建築物を対象とします。

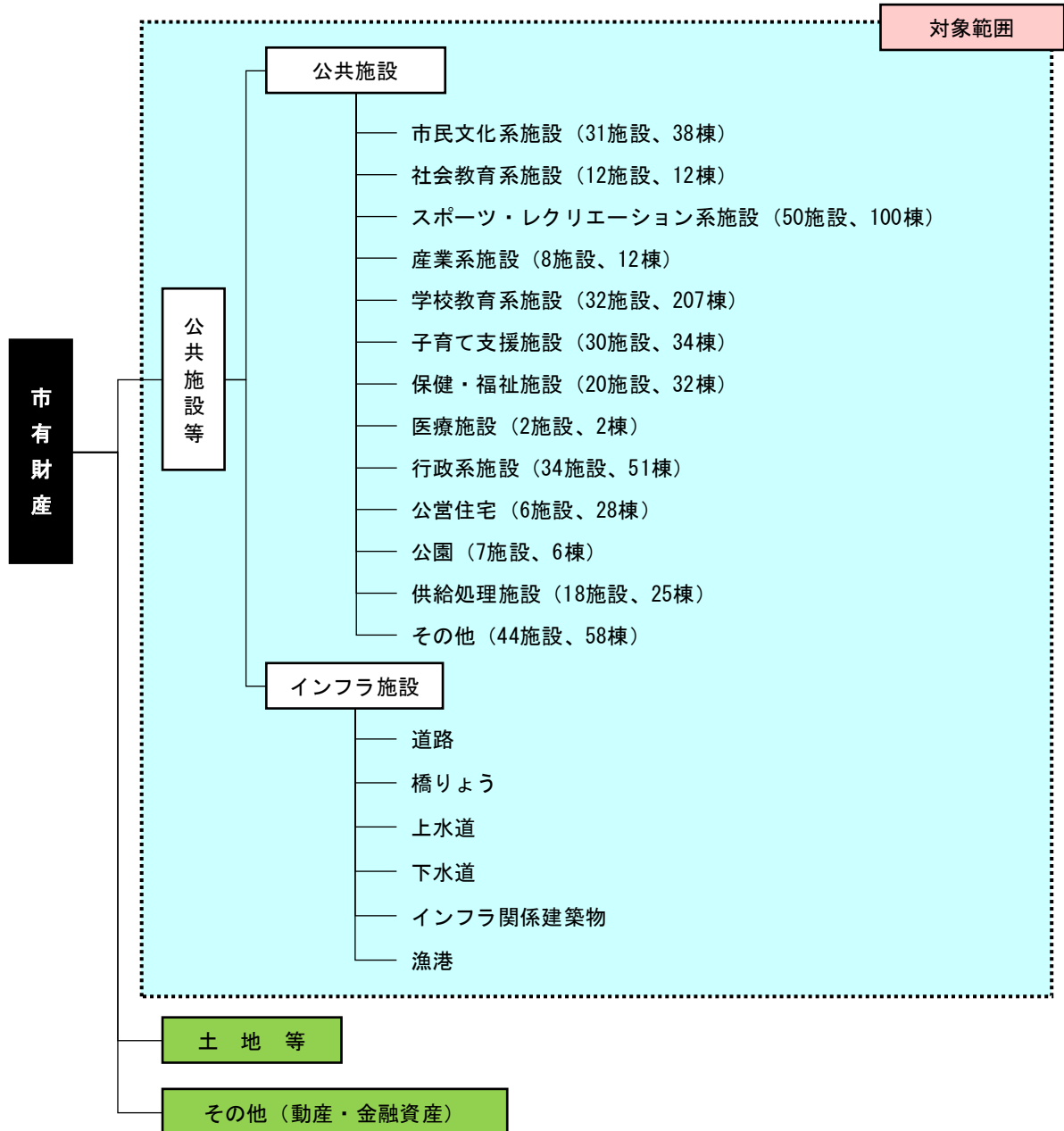


図 1.2 対象範囲

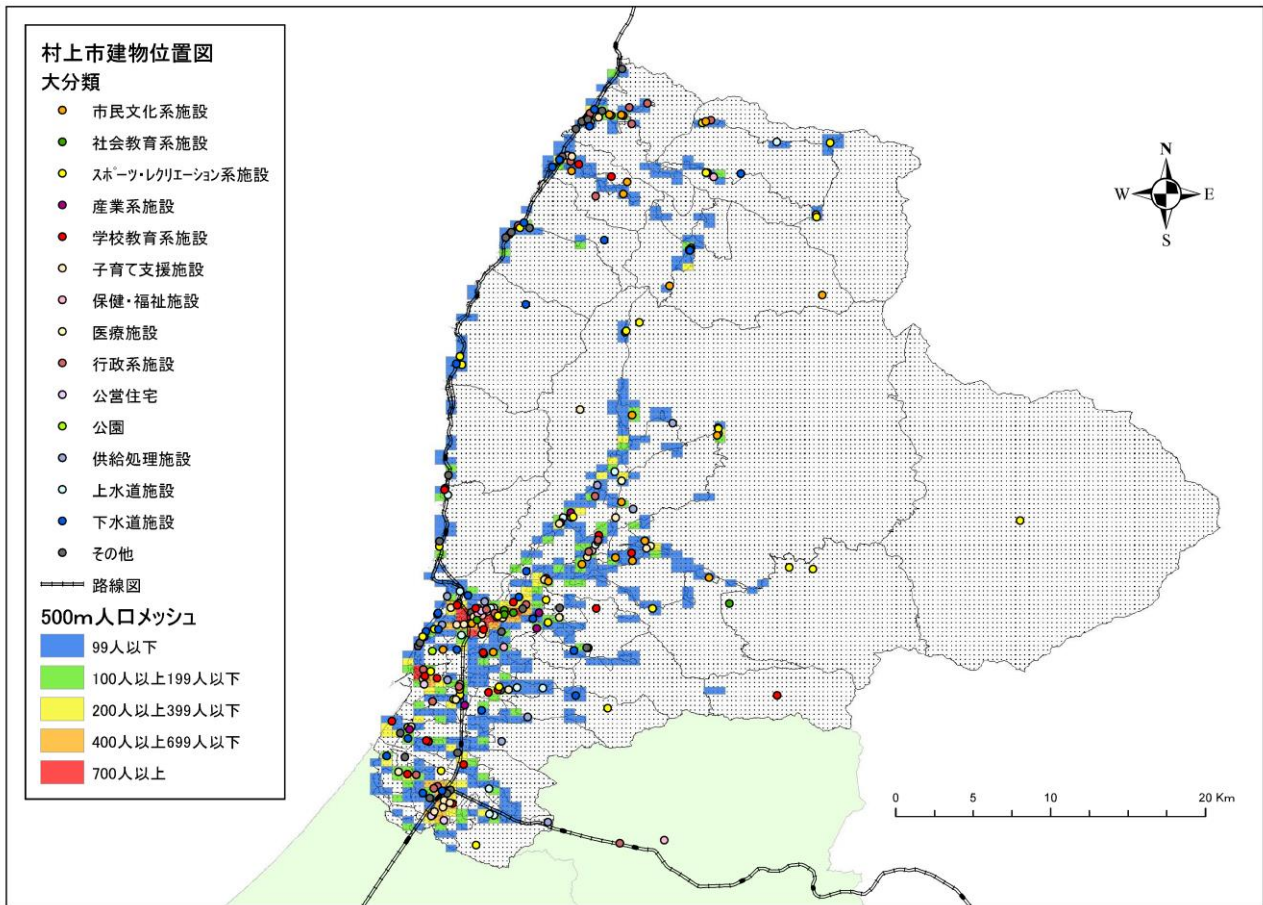


図 1.3 対象公共施設等の位置図

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設の現状

① 保有数の状況と推移

本市の公共施設は令和2（2020）年度で294施設となっており、平成26（2014）年度の状況と比較すると、7施設増えています。施設分類別では、市民文化系施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション系施設、子育て支援施設、その他で増加がみられます。

新設された施設は、村上市スケートパーク、あらかわ病児保育センター、むらかみ病児保育センター等です。

表 2.1 公共施設の施設数の状況と推移

施設分類	平成26年度		令和2年度		増減	
	施設数		施設数		施設数	
		構成(%)		構成(%)		増減(%)
市民文化系施設	30	10.5	31	10.5	1	0.0
社会教育系施設	11	3.8	12	4.1	1	0.3
スポーツ・レクリエーション系施設	46	16.2	50	17.0	4	0.8
産業系施設	9	3.1	8	2.7	▲1	▲0.4
学校教育系施設	32	11.1	32	10.9	0	▲0.2
子育て支援施設	28	9.8	30	10.2	2	0.4
保健・福祉施設	21	7.3	20	6.8	▲1	▲0.5
医療施設	2	0.7	2	0.7	0	0.0
行政系施設	34	11.8	34	11.6	0	▲0.2
公営住宅	6	2.1	6	2.0	0	▲0.1
公園	7	2.4	7	2.4	0	0.0
供給処理施設	19	6.6	18	6.1	▲1	▲0.5
その他	42	14.6	44	15.0	2	0.4
合計	287	100.0	294	100.0	7	-

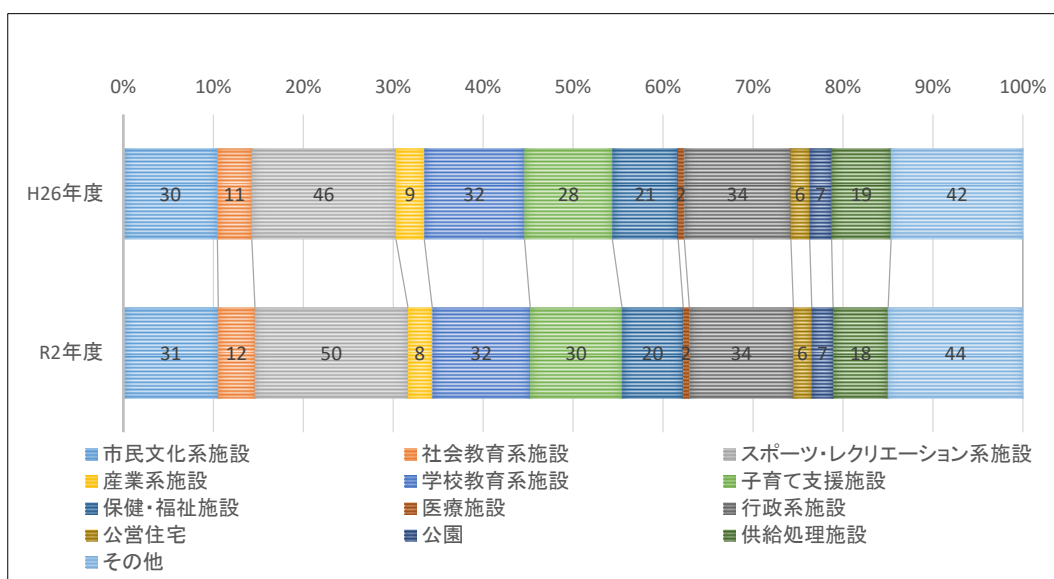


図 2.1 公共施設の施設数の状況と推移

② 保有量の状況と推移

本市の公共施設は令和2（2020）年度で387,936㎡となっており、平成26（2014）年度の状況と比較すると、6,872㎡減少しています。

施設分類別に延床面積をみると、学校教育系施設が155,074㎡で最も多く、公共施設全体の39.8%を占めています。次いで、スポーツ・レクリエーション系施設が66,573㎡で17.2%、行政系施設が30,279㎡で7.8%の順になっています。

平成26（2014）年度の状況と比較すると、最も大きく変化した施設は、学校教育系施設の4,407㎡減、次いでスポーツ・レクリエーション系施設の3,605㎡増、供給処理施設の2,254㎡減、産業系施設の1,897㎡減となっています。

表 2.2 公共施設の保有量の状況と推移

施設分類	平成26年度		令和2年度		増減	
	延床面積		延床面積		延床面積	
	(㎡)	構成(%)	(㎡)	構成(%)	(㎡)	増減(%)
市民文化系施設	22,343	5.7	22,365	5.8	22	0.1
社会教育系施設	10,481	2.7	9,837	2.5	▲ 644	▲ 0.2
スポーツ・レクリエーション系施設	62,968	15.9	66,573	17.2	3,605	1.3
産業系施設	6,074	1.5	4,177	1.1	▲ 1,897	▲ 0.4
学校教育系施設	159,481	40.2	155,074	39.8	▲ 4,407	▲ 0.4
子育て支援施設	21,226	5.4	21,313	5.5	87	0.1
保健・福祉施設	15,602	4.0	14,211	3.7	▲ 1,391	▲ 0.3
医療施設	670	0.2	624	0.2	▲ 46	0.0
行政系施設	29,825	7.6	30,279	7.8	454	0.2
公営住宅	13,276	3.4	13,059	3.4	▲ 217	0.0
公園	1,669	0.4	627	0.2	▲ 1,042	▲ 0.2
供給処理施設	26,802	6.8	24,548	6.3	▲ 2,254	▲ 0.5
その他	24,391	6.2	25,249	6.5	858	0.3
合計	394,808	100.0	387,936	100.0	▲ 6,872	-

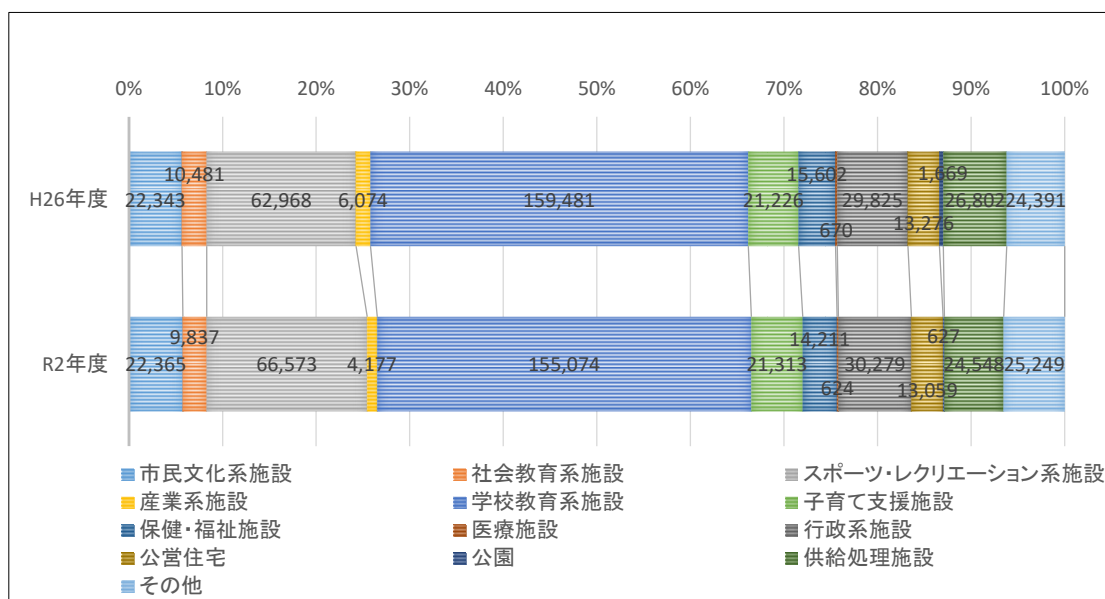


図 2.2 公共施設の保有量の状況と推移

③ 老朽化の状況

本市の公共施設の老朽化状況を床面積で見ると、建築後 30 年以上の建物は 226,448 m²で全体の 58.4%を占めています。建築年代別では昭和 50 年代前半と平成初期の頃に建築された建物が多くみられ、昭和 50 年代に建築された建物については、老朽化による改修や改築を検討する時期を迎えます。

一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

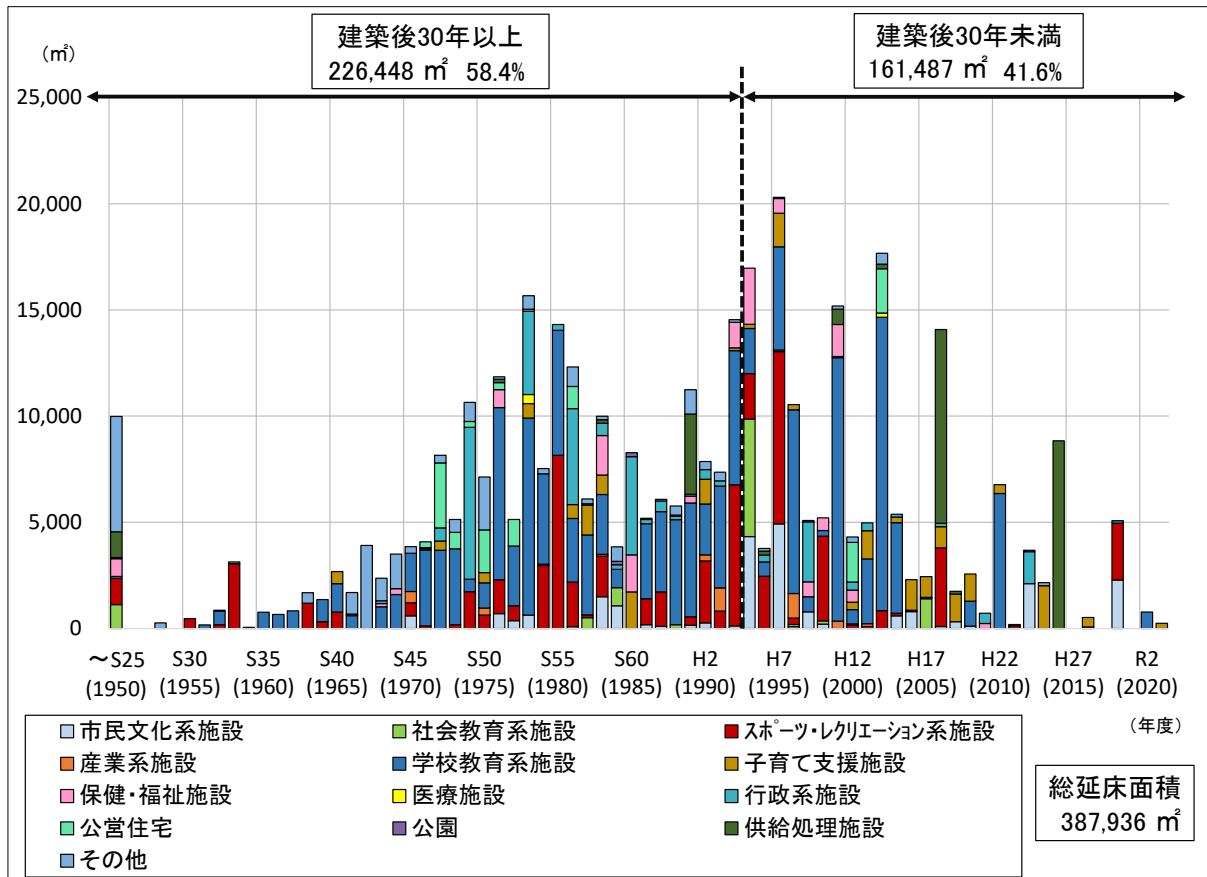
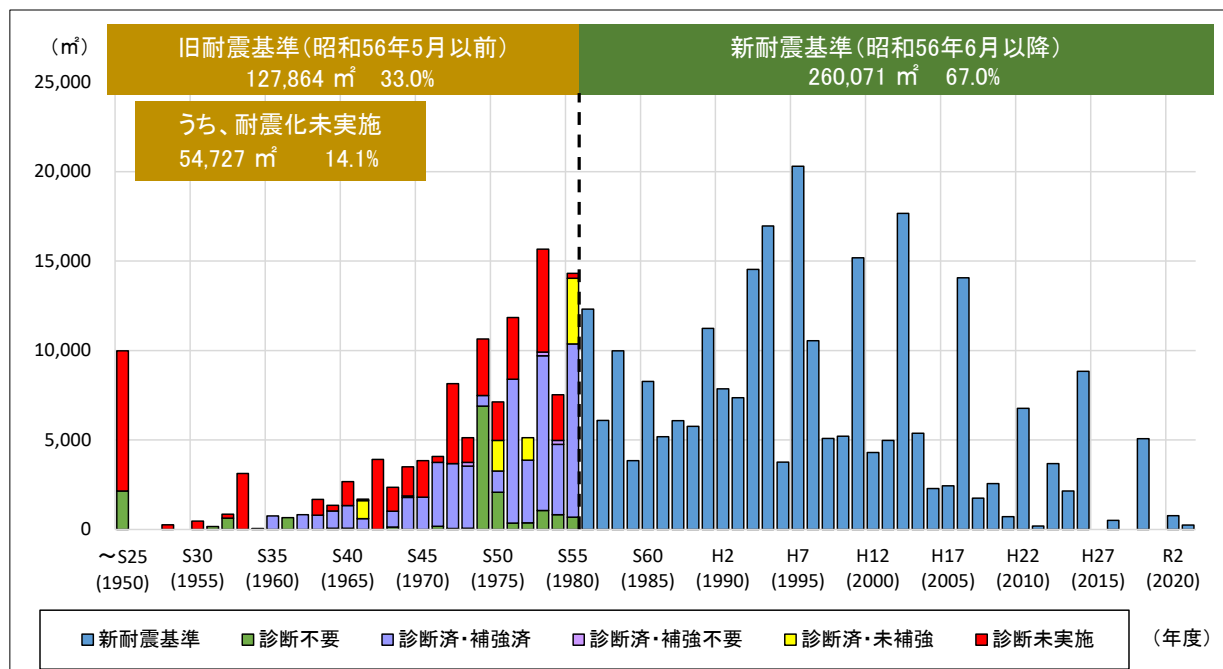


図 2.3 公共施設の建築年度別床面積

④ 耐震化の状況

本市の新耐震基準の公共施設の延床面積は 260,071 m²となっており、全体の約 67.0%を占めています。また、旧耐震基準の施設 127,864 m²のうち、耐震化未実施の施設は 54,727 m²、約 14.1%となっています。



※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
 ※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。

図 2.4 公共施設の耐震化状況

(2) インフラ施設の分野別状況

① 道路の状況と推移

道路の状況は、市道（一般道）約 1,503km、市道（自転車歩行者道）約 91km、農道約 72km、林道約 325km、合計約 1,991km を有しています。

道路は市民の生活や経済活動を支える重要なインフラ施設です。安全・安心な施設であることは勿論ですが、日本海沿岸東北自動車道の延伸によるアクセス道路の整備など、利便性向上のため整備を進めています。

表 2.3 道路の保有状況と推移

分類	区分	平成26年度 保有量	令和2年度 保有量	増減 (R2-H26)	
道路	市道（一般道）	実延長	1,504,639 m	1,503,411 m	▲ 1,228 m
		道路面積	7,059,535 m ²	7,082,805 m ²	23,270 m ²
		橋りょう数	809 本	834 本	25 本
		橋りょう実延長	9,016 m	9,038 m	22 m
		橋りょう面積	53,787 m ²	49,064 m ²	▲ 4,723 m ²
	市道 （自転車歩行者道）	実延長	88,117 m	91,362 m	3,245 m
		道路面積	256,159 m ²	265,507 m ²	9,348 m ²
	農道	実延長	72,058 m	72,058 m	0 m
		道路面積	576,464 m ²	576,464 m ²	0 m ²
		橋りょう数	8 本	8 本	0 本
		橋りょう実延長	278 m	277 m	▲ 1 m
		橋りょう面積	1,520 m ²	2,276 m ²	756 m ²
	林道	実延長	322,020 m	325,431 m	3,411 m
		道路面積	1,169,490 m ²	1,181,813 m ²	12,323 m ²
		橋りょう数	133 本	128 本	▲ 5 本
		橋りょう実延長	1,286 m	1,243 m	▲ 43 m
橋りょう面積		4,834 m ²	4,735 m ²	▲ 99 m ²	

注) 「増減」欄: ▲印はマイナスを示す

② 橋りょうの状況と推移

橋りょうの年度別の整備面積は、平成 12（2000）年度に集中し以後減少傾向にあります。一般的な耐用年数とされる 60 年を順次迎えることから、今後維持費の増加が予想され、計画的に維持管理に努める必要があります。

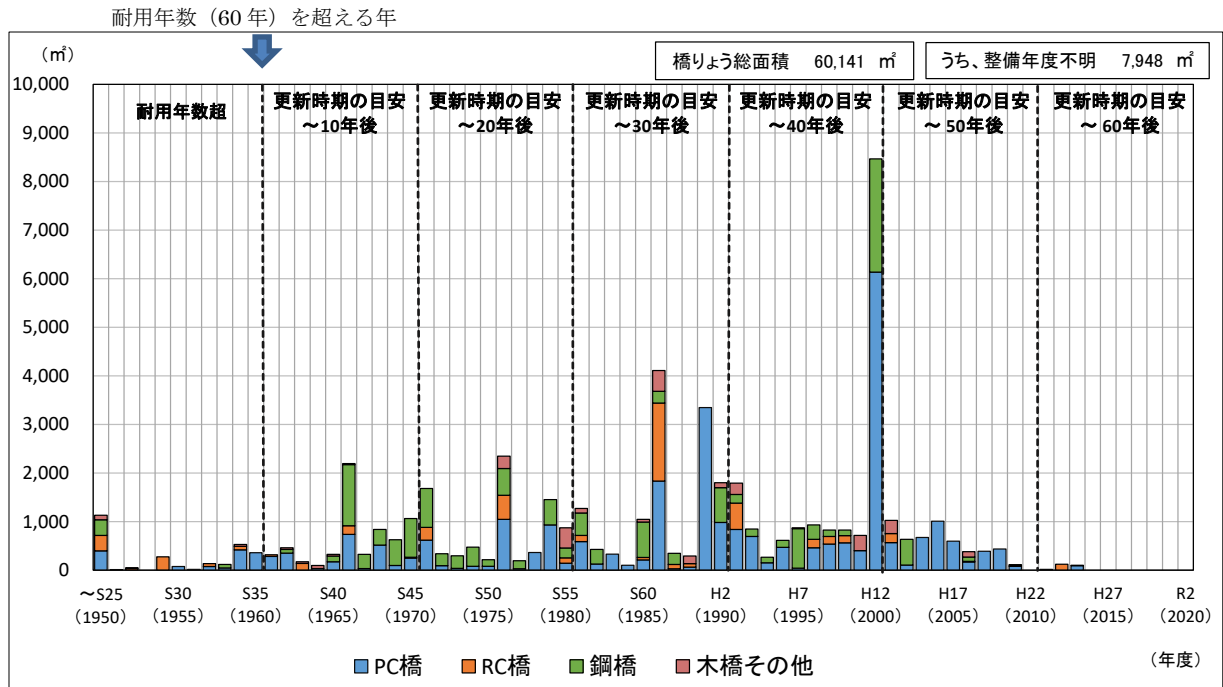


図 2.5 橋りょうの整備年度別面積

③ 上水道と簡易水道の状況と推移

上水道と簡易水道の整備状況は、令和2（2020）年度現在で総延長 766,364mとなっており、平成26（2014）年度の754,170mと比較すると、延長が12,194m増加しています。

水道管の整備は平成6（1994）年度から急速に整備が進み平成14（2002）年度をピークに減少しており、平成29（2017）年度では撤去されている区間があります。

今後、一般的な耐用年数である40年を迎えるものや、既に超えているものもあり更新経費の増加が予想されます。

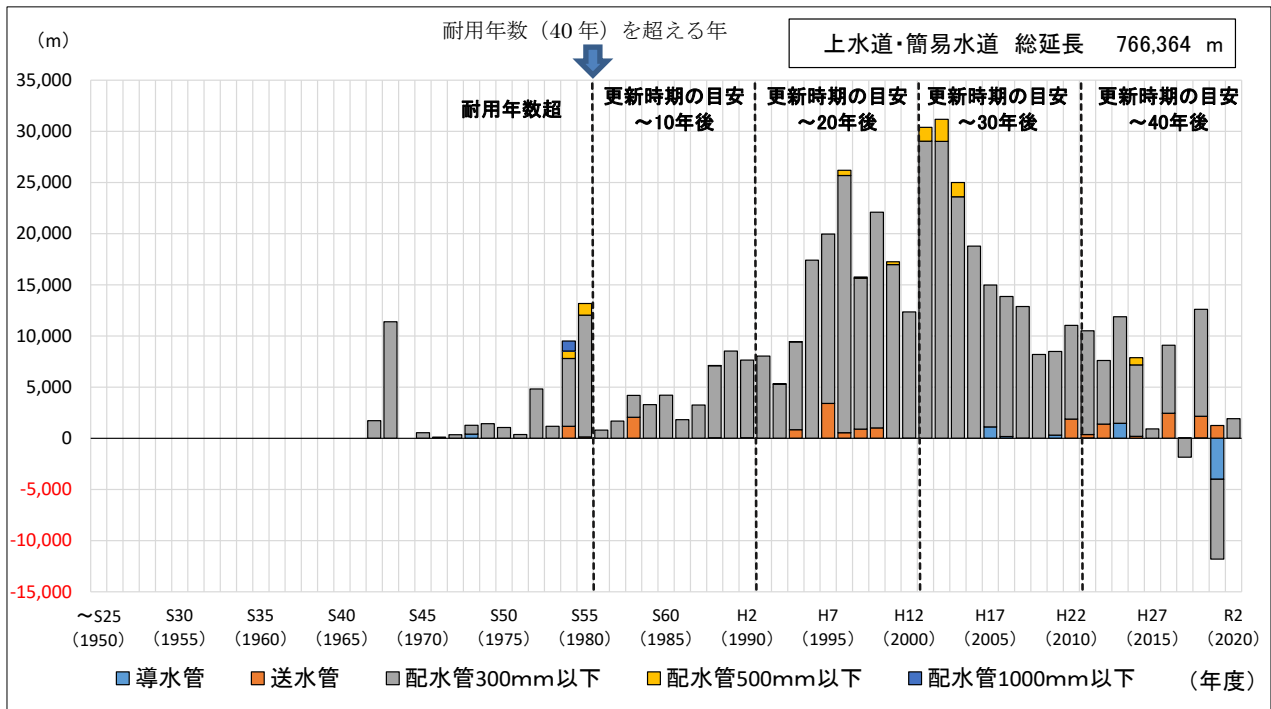


図 2.6 上水道・簡易水道の整備年度別整備延長

表 2.4 水道施設の保有状況と推移

分類	区分		平成26年度 保有量	令和2年度 保有量	増減 (R2-H26)
水道施設	上水道	導水管	6,653 m	6,693 m	40 m
		送水管	23,249 m	29,150 m	5,901 m
		配水管	512,319 m	531,872 m	19,553 m
		計	542,221 m	567,715 m	25,494 m
	簡易水道	導水管	22,010 m	18,019 m	▲ 3,991 m
		送水管	25,652 m	25,579 m	▲ 73 m
		配水管	164,287 m	155,051 m	▲ 9,236 m
		計	211,949 m	198,649 m	▲ 13,300 m
総延長			754,170 m	766,364 m	▲ 12,194 m

④ 下水道の状況と推移

下水道施設の整備状況は、令和2（2020）年度現在で総延長 641,557mとなっており、平成26（2014）年度の627,259mと比較すると、延長が14,298m増加しています。

下水道の年度別の整備延長は、平成5（1993）年度から急激に整備が進み平成13（2001）年度をピークに減少しています。一般的な耐用年数である50年を近々に迎える施設はありませんが、整備年度が集中しているため、将来的に更新時期も集中することが予想されます。

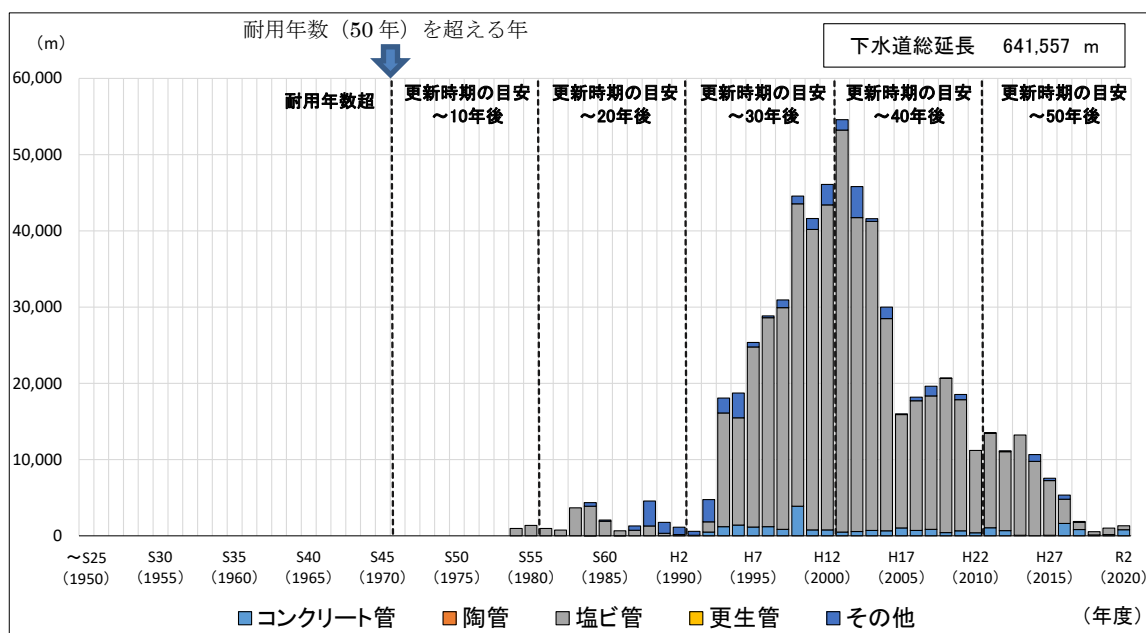


図 2.7 下水道の整備年度別整備延長

表 2.5 下水道施設の保有状況と推移

分類	区分	平成26年度 保有量	令和2年度 保有量	増減 (R2-H26)	
下水道施設	公共下水道	CR管	19,687 m	23,291 m	3,605 m
		塩ビ管	403,873 m	415,886 m	12,013 m
		その他	34,111 m	35,044 m	933 m
		計	457,670 m	474,222 m	16,551 m
	農業集落排水	CR管	1,107 m	586 m	▲ 521 m
		塩ビ管	165,769 m	163,124 m	▲ 2,645 m
		その他	2,713 m	3,626 m	913 m
計		169,589 m	167,336 m	▲ 2,253 m	
総延長		627,259 m	641,557 m	14,298 m	

⑤ インフラ関係建築物の状況と推移

上下水道の施設においては、床面積で見ると下水道施設が 87.4%を占めています。下水道関係建築物は、下水道の整備が集中した昭和 60（1985）年度と平成 12（2000）年度前後に集中しています。

老朽化状況を床面積で見ると、建築後 30 年以上の建物は 8,774 m²で全体の 31.3%を占めており、建築後 30 年未満の建物が多くなっています。

一般的に、建築後 30 年程度で大規模改修、60 年程度で更新（建替え）が必要とされており、今後、これらの公共施設の更新等にかかる費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。

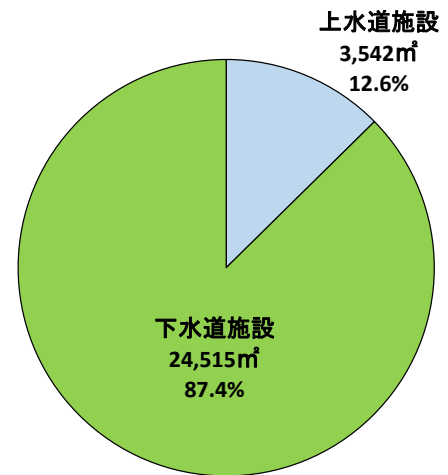


図 2.8.1 インフラ関係建築物の床面積

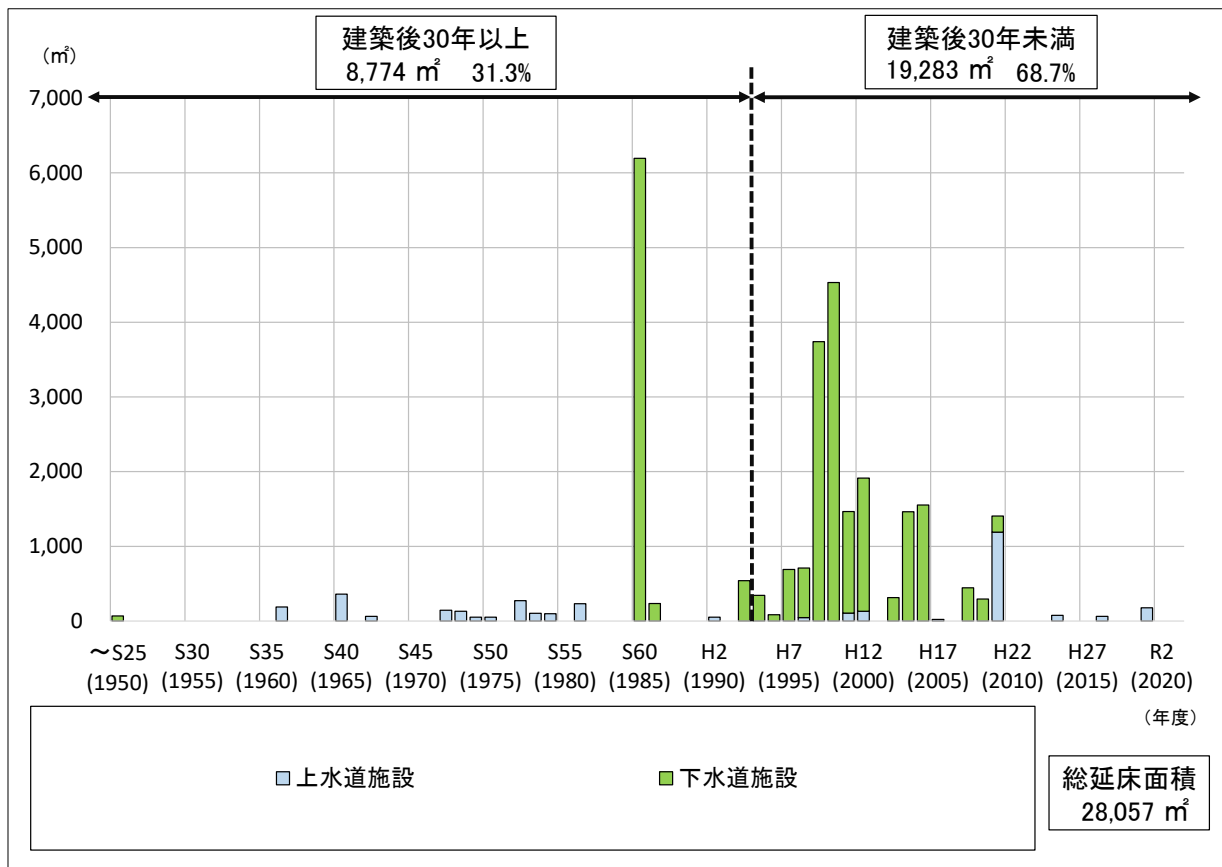


図 2.8.2 インフラ関係建築物の年度別整備床面積

表 2.6 インフラ関係建築物の保有状況と推移

施設類型	平成26年度			令和2年度			増減 (R2-H26)		
	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	施設数 (施設)	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)
上水道施設	15	22	3,321	16	22	3,474	1	0	153
下水道施設	29	45	24,515	29	43	24,452	0	▲ 2	▲ 63
計	44	67	27,836	45	65	27,925	1	▲ 2	89

⑥ 漁港海岸施設の保有状況

本市が保有管理している漁港海岸は、表 2.7 に示すとおり 4 漁港海岸あり、護岸延長 1,503.0 m、離岸堤延長 978.6m、突堤延長 85.0mとなっています。

表 2.7 漁港海岸施設の保有状況

分野	区分	桑川漁港海岸	中浜漁港海岸	府屋漁港海岸	脇川漁港海岸	合計
漁港海岸	護岸延長 (m)	520.0	266.0	315.7	401.3	1,503.0
	離岸堤延長 (m)	489.4	184.2	200.0	105.0	978.6
	突堤延長 (m)	50.0	-	35.0	-	85.0

出典：各漁港海岸長寿命化計画

(3) 公共施設等の課題

合併前の旧市町村で整備した公共施設が多数あり、機能が重複する施設も複数あり、昭和 55 (1980) 年以前に建築したものは築年数 40 年が経過し、老朽化が進んでいます。

また、合併前に整備した上水道や下水道施設は、整備時期が集中しているため、耐用年数が過ぎる時期に更新すると、更新事業が集中して、一時的に市の財政を圧迫することが懸念されます。

人口の減少等により、今後の財政状況も厳しくなることが予想されますが、公共施設等の適正な維持管理のみならず、全体的な行政サービスの低下を招かぬよう、行政運営を進める必要があります。

このような状況の中、類似施設の集約、低利用施設や老朽施設の廃止・除却などを推進するとともに更新時期前に長寿命化対策を講じるなど、費用の抑制と平準化が必要であり、中長期にわたり計画的に適正な維持管理、施設配置を進める必要があります。

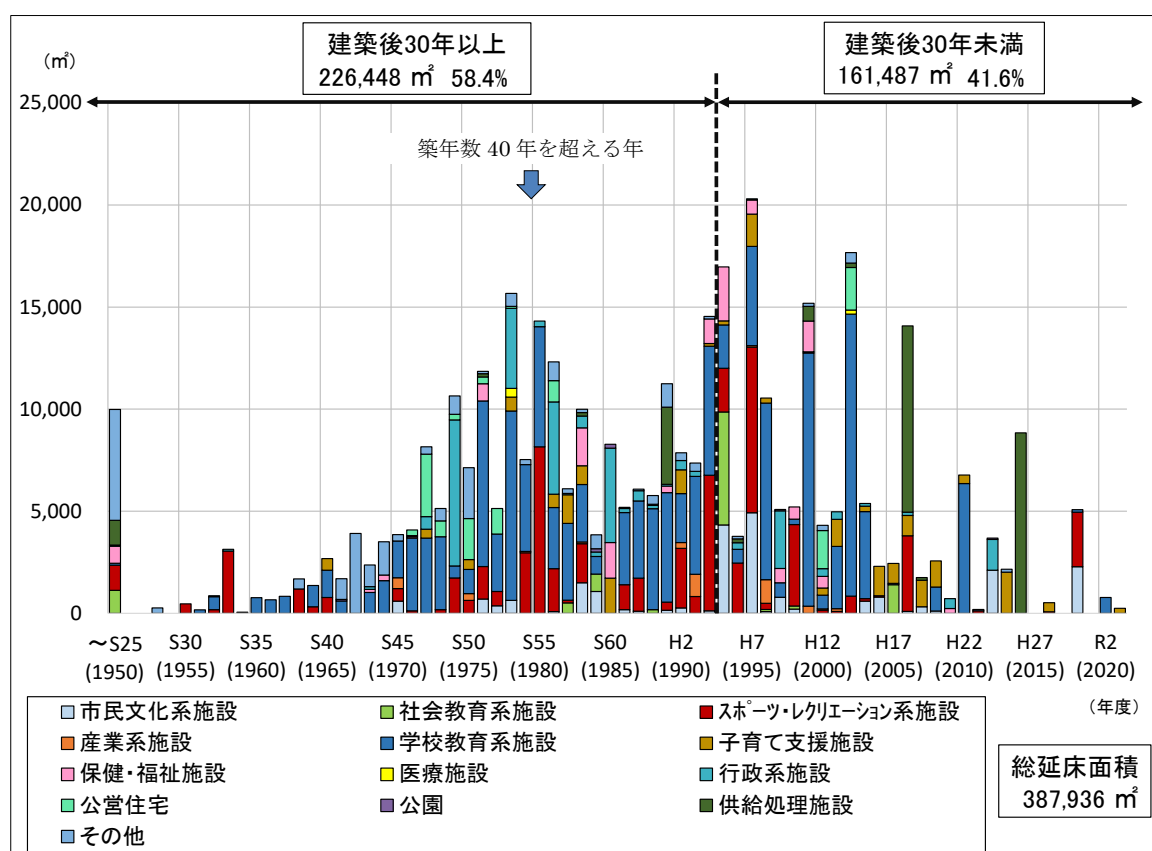


図 2.9 公共施設の建築年度別整備床面積

2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和 30 (1955) 年の 94,284 人をピークに減少し続けており、令和 27 (2045) 年には 36,568 人となり、令和 2 (2020) 年の 58,123 人〔推計値〕から 37%減少すると予測されています。

生産年齢人口、年少人口がともに減少を続けています。老年人口は増加していますが、令和 2 (2020) 年をピークに減少に転じると推計され、全世代で減少傾向になることから、人口減少のスピードが加速するものと見込まれます。

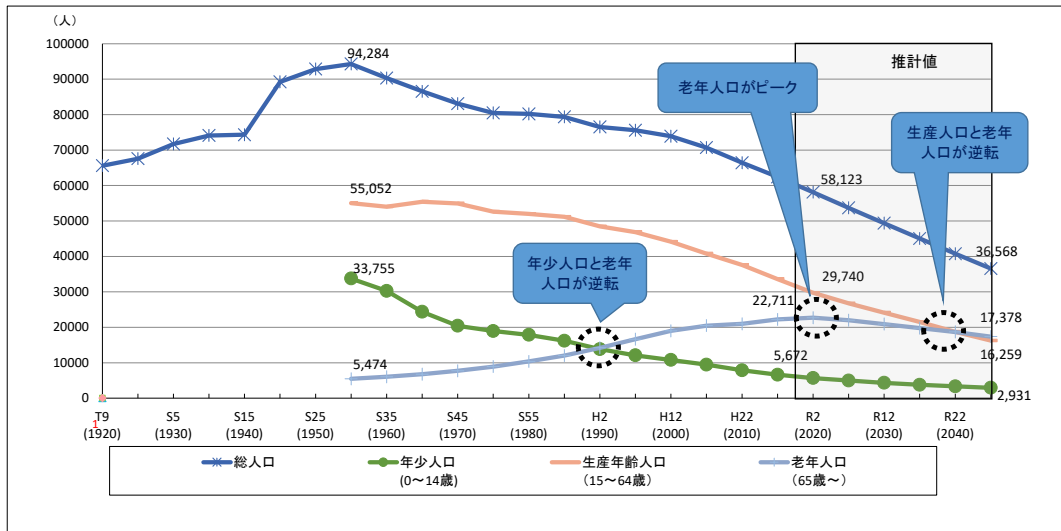


図 2.10 総人口・年齢3区分別人口の推移 (出典：村上市人口ビジョン)

(2) 人口・世帯数及び児童生徒数の推移

児童生徒数はピークの昭和 57 (1982) 年の 11,454 人から減少し続け令和 2 (2020) 年には 3,494 人となり、ピーク時の 30.5%まで減少しています。

人口と世帯数についてみると、人口は減少しているものの、世帯数は増加しており、核家族化が進行しています。

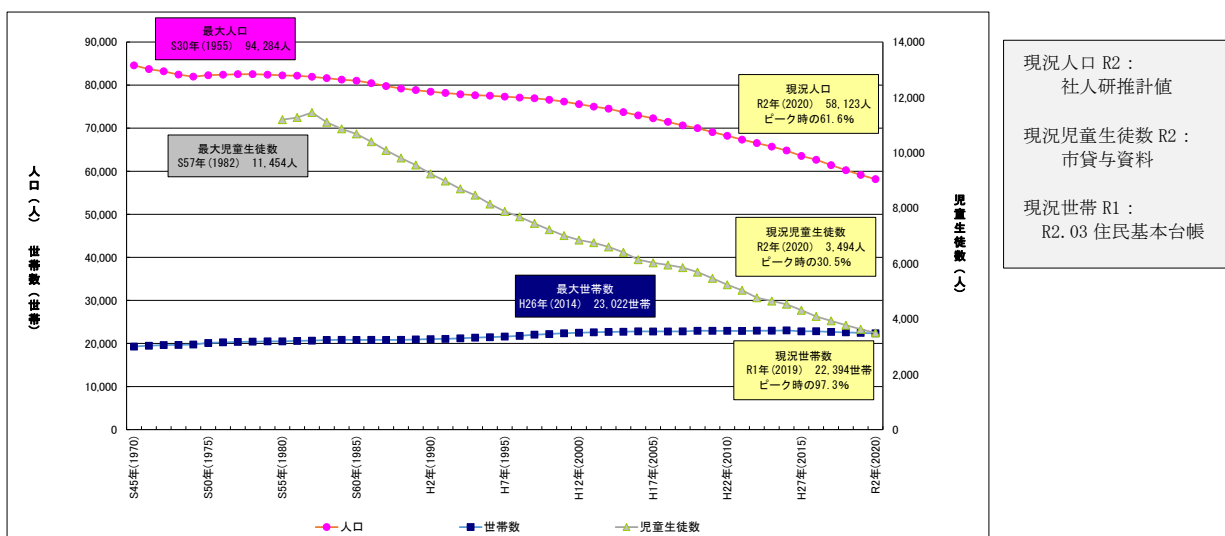


図 2.11 人口、世帯数及び児童生徒数の推移

(3) 人口減少・少子高齢化への課題

公共施設等の整備された時期から現在では本市を取り巻く環境や現状は大きく変化し、人口の減少や年齢別の人口構成が変化し、公共施設等への市民ニーズが大きく変化しています。

例えば、少子化が進行する反面、子育てに対するニーズは拡大し施設の充実が求められているように、市民のニーズや将来的な利用者の推計を見極め、限られた予算で、適正な公共施設の配置・管理・運営が求められます。

また、人口減少や人口構成の変化、少子高齢化などは、学校教育系施設の需要減が進み、福祉施設の不足などのミスマッチが発生し、公共施設が提供すべきサービス内容や質の見直し等を進め、市民ニーズに的確に対応していくことが求められます。

3 財政状況の現状と課題

(1) 歳入決算額の推（普通会計）

歳入（普通会計）の状況は、新型コロナウイルス感染症対策事業に対する国庫支出金が含まれる令和2（2020）年度は特別な年度とし、通常時の歳入額を令和元（2019）年度以前の状況でみると、令和元（2019）年度の歳入総額は360.9億円です。そのうち、自主財源である地方税は66.0億円であり、全体の約18%を占めています。

過去9年間の経年変化をみると、歳入総額は増減を繰り返しつつ概ね横ばいの傾向がみられます。また、地方税に関しても概ね横ばいの一定水準で推移し、地方交付税に大きく依存している状況が続いています。

今後は、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少による地方税の減収などが懸念され、財政運営への影響が考えられます。

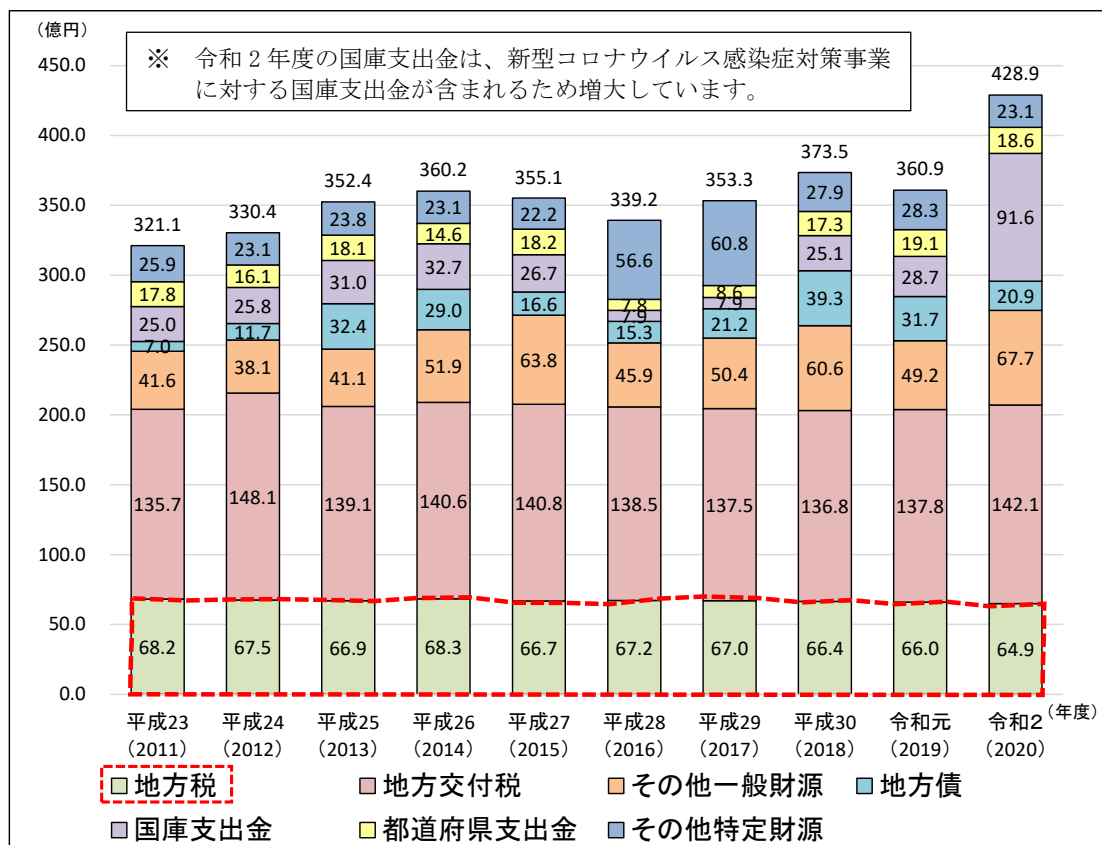


図 2.12 歳入決算額の推移

(2) 歳出決算額の推移（普通会計）

歳出（普通会計）の状況をみると、新型コロナウイルス感染症対策補助事業に関する支出が含まれる令和2（2020）年度は特別な年度とし、通常時の歳出額を令和元（2019）年度以前の状況でみると、義務的経費は増加傾向にあり、このうち扶助費は横這いの状態で、令和元（2019）年度には46.3億円となっています。また、投資的経費は平成30（2018）年度までは増加していましたが、近年では減少しています。

今後、少子高齢化の進行等により、さらなる扶助費の増加が見込まれ、公共施設等にかかる投資的経費に充当される財源の確保は、厳しくなることが見込まれます。

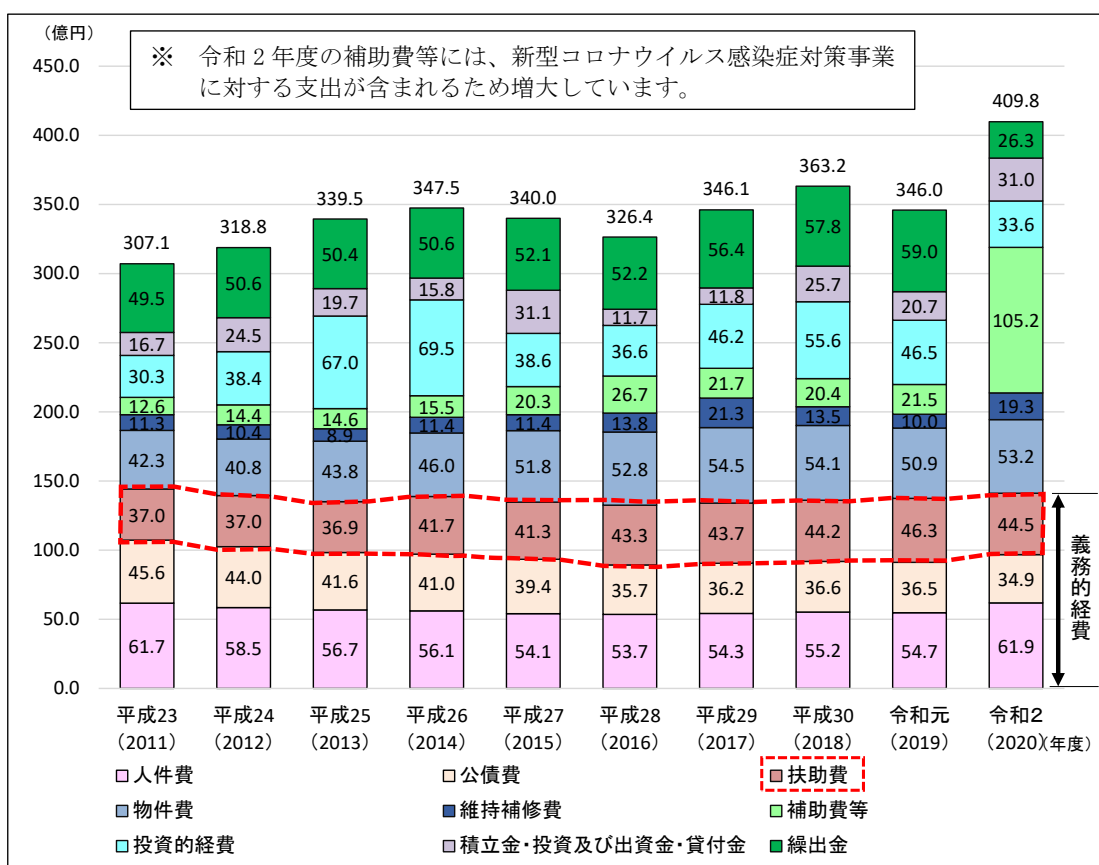


図 2.13 歳出決算額の推移

4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公会計の財務諸表を用いた、公共施設等の取得からの経過割合を表したものです。

本市の令和元（2019）年度における有形固定資産減価償却率は 66.7%となっています。平成 28（2016）年度以降、資産老朽化比率が高まっており、建築後 30 年以上が経過している施設が増加しつつあることが伺えます。

類似団体の平均値と比較すると、本市では有形固定資産減価償却率が類似団体を上回っており、建築後 30 年以上の建物が多いことが伺えます。

表 2.8 有形固定資産減価償却率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
減価償却累計額(万円)	171,013	175,225	179,069	182,439
有形固定資産(※1)	266,722	268,608	271,757	273,687
有形固定資産減価償却率(%)	64.1	65.2	65.9	66.7
類似団体平均値	58.4	59.4	60.2	60.0

※1 有形固定資産＝有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

資料：H28～H30 総務省 統一的な基準による財務書類に関する情報 新潟県
R1 令和元年度村上市財務書類作成報告書

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

5 公共施設等の過去に行った対策の実績

(1) 点検・診断

公共施設ごとに建築基準法等に基づく法定点検を実施。

令和 2（2020）年度には、施設管理者が施設の劣化状況を把握できるように「劣化状況調査マニュアル」を作成しました。

(2) 大規模改修等

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
平成28年度	市民文化系施設	村上市民ふれあいセンター	大ホール手動昇降装置ワイヤーロープ及び滑車更新工事
	図書館	村上市教育情報センター	空調設備改修工事 駐車場舗装工事
	社会教育施設	村上市指定文化財武家住宅「旧岩間家住宅」	屋根修繕工事
	スポーツ施設	村上市蒲萄スキー場	リフト修繕工事(第1ペアリフト索輪ゴムライナー交換など)
	レクリエーション系施設	朝日まほろばふれあいセンター	源泉ポンプオーバーホール
	観光施設	笹川流れ夕日会館	サンセットブリッジ改修工事(高欄木柵改修等)
	学校教育施設	村上小学校	屋内運動場防災機能強化(外壁改修)及び屋根改修工事

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
平成28年度	学校教育施設	村上南小学校	屋内運動場防災機能強化(外壁改修)及び屋根改修工事
			外周フェンス改修工事
			調理場食材搬入口改修工事
		岩船小学校	キュービクル改修工事
		村上第一中学校	武道場防災機能強化(外壁改修)及び屋根改修工事
		神林中学校	調理場搬出口改修工事
		朝日中学校	屋内運動場屋上防水改修工事
	旧神納小学校	給食搬入口改修工事	
	福祉関係施設	村上市養護老人ホーム(やまゆり荘)	給水管改修工事
		福祉センターゆり花会館	講堂トイレ改修工事 屋根防水工事
	行政施設	神林支所	車庫棟外壁張替その他工事
		朝日支所	庁舎駐車場一部舗装打替え A=1570㎡
	公営住宅	市営堤下住宅	2号棟外壁及び屋上防水改修工事
	処理施設	神林有機資源リサイクルセンター(堆肥化施設)	攪拌機[走行モーター攪拌モーター交換]
その他	村上火葬場無相院	1~3号炉主燃焼室耐火物補修工事	
平成29年度	スポーツ施設	村上市蒲萄スキー場	スキーセンター修繕工事
			リフト修繕工事(第1ペアリフト主電動機オーバーホールなど)
		山北総合体育館	耐震補強・大規模改修(建築)工事
			耐震補強・大規模改修(電気設備)工事 耐震補強・大規模改修(機械設備)工事
	日下地内屋外運動施設	施設整備工事	
	レクリエーション系施設	朝日まほろばふれあいセンター	源泉井戸スケール除去工事
	学校教育施設	村上南小学校	プール槽内改修工事
		岩船小学校	屋上防水改修工事
		村上第一中学校	校舎棟外壁剥落防止工事
		旧塩野町小学校	キュービクル改修工事
		旧平林中学校	キュービクル改修工事
	福祉関係施設	山北地域活動支援センター(ぬくもり工房)	2階エアコン修繕工事
	行政施設	村上市役所	エアコン設置工事
		神林支所	エレベータ制御盤交換
			車庫棟外壁塗装その他工事
		朝日支所	大規模改修及びアスベスト撤去工事 衛生設備・空調設備工事 電気設備工事
	平成30年度	社会教育施設	重要文化財若林家住宅
スポーツ施設		村上市蒲萄スキー場	リフト修繕工事(第1ペアリフト通信線更新、第2ペアリフト折返滑車整備)
レクリエーション系施設		朝日温泉活用健康増進施設(きれい館)	空調設備改修工事
学校教育施設		瀬波小学校	校舎棟内装等改修工事
		小川小学校	校舎等増築工事
	村上東中学校	調理場改修(建築)工事 調理場改修(電気・機械設備)工事	

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容	
平成30年度	子育て支援施設	館腰保育園	屋上防水等改修工事	
		にじいろ保育園	保育室増設工事	
	福祉関係施設	高齢者生活福祉センター「ふれあい羽衣」	スプリンクラー設置工事	
		やまびこの家	既存CB塀上部解体補強工事	
		山北地域活動支援センター(ぬくもり工房)	消防設備不良箇所修繕工事	
	行政施設	荒川支所	庁舎1階障害者用トイレ及び3階トイレ便器取替工事	
公営住宅	市営堤下住宅	4号棟外壁及び屋上防水改修工事		
令和元年度	市民文化系施設	さんぼく会館	空調改修工事	
	スポーツ施設	村上市蒲萄スキー場	リフト修繕工事(第2ペアリフト折返滑車更新)	
	学校教育施設	村上小学校	普通教室エアコン設置工事	
		村上南小学校	普通教室エアコン設置工事	
		岩船小学校	普通教室エアコン設置工事	
		瀬波小学校	普通教室エアコン設置工事	
		山辺里小学校	普通教室エアコン設置工事	
		保内小学校	普通教室エアコン設置工事	
		金屋小学校	普通教室エアコン設置工事	
		平林小学校	調理場搬出口改修工事	
		神納小学校	普通教室エアコン設置工事	
			普通教室エアコン設置工事	
			校舎改修(機械設備)工事	
			校舎改修(電気設備)工事	
		小川小学校	校舎改修(建築)工事	
			普通教室エアコン設置工事	
			朝日みどり小学校	普通教室エアコン設置工事
			朝日さくら小学校	普通教室エアコン設置工事
		さんぼく小学校	普通教室エアコン設置工事	
			普通教室エアコン設置(電気設備)工事	
		村上第一中学校	普通教室エアコン設置工事	
		村上東中学校	普通教室エアコン設置工事	
	岩船中学校	普通教室エアコン設置工事		
	荒川中学校	普通教室エアコン設置工事		
	神林中学校	普通教室エアコン設置工事		
	朝日中学校	普通教室エアコン設置工事		
	山北中学校	普通教室エアコン設置工事		
	山北学校給食共同調理場	給食共同調理場震災被害復旧工事		
	子育て支援施設	山北そらいろ保育園	空調設備改修工事	
	福祉関係施設	村上市養護老人ホーム(やまゆり荘)	エレベーター改修工事	
		福祉センターゆり花会館	講堂災害復旧工事(講堂天井、軒天他)	
		山北地域活動支援センター(ぬくもり工房)	消防設備不良箇所修繕工事	
	公営住宅	市営堤下住宅	2・4号棟排水管改修工事	
	産業系施設	村上市勤労者総合福祉センター(クリエート村上)	キュービクル改修工事	
	令和2年度	スポーツ施設	山北総合体育館	防火シャッター改修工事
		学校教育施設	保内小学校	特別支援教室エアコン設置工事
	荒川中学校		エアコン改修工事	
	朝日中学校		屋内運動場床改修工事	
	子育て支援施設	岩船保育園	外壁・設備等大規模改修	
	福祉関係施設	村上市コミュニティデイホーム	外壁・内壁(2階)、木製サッシ等他改修工事	
村上市養護老人ホーム(やまゆり荘)		ナースコール入替工事		

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
令和2年度	福祉関係施設	福祉センターゆり花会館	浴室・脱衣室給湯管・給水管改修工事
		山北地域活動支援センター(ぬくもり工房)	照明器具移設工事
	行政施設	朝日支所	非常用自家発電機設置工事
	処理施設	神林有機資源リサイクルセンター(堆肥化施設)	攪拌機[攪拌軸交換]
	その他	源内塾	源内塾改修工事
村上火葬場無相院		1～3号炉主燃焼室耐火物補修工事	

(3) 統廃合

実施年度	施設分類	施設名	統廃合の概要
平成29年度	保育園	塩野町保育園	「猿沢保育園」と統合により閉園
		三面保育園	「館腰保育園」と統合により閉園
		上海府保育園	「瀬波保育園」と統合により閉園
令和元年度	学校	上海府小学校	「瀬波小学校」と統合により閉校
		三面小学校	「小川小学校」と統合により閉校
		塩野町小学校	「猿沢小学校」と統合により閉校、「猿沢小学校」は、名称を『朝日さくら小学校』に変更
		さんぼく北小学校	「さんぼく南小学校」と統合により閉校、「さんぼく南小学校」は、名称を『さんぼく小学校』に変更
		平林中学校	「神納中学校」と統合し閉校、「神納中学校」は、名称を『神林中学校』に変更
		保育園	さんぼく森のなかよし学童保育所
	山北そらいろ保育園		「山北にじいろ保育園」と「山北おおぞら保育園」が統合し発足
令和2年度	学校	平林小学校	「砂山小学校」に統合し閉校、「砂山小学校」は名称を『平林小学校』に変更
		神納小学校	「神納東小学校」とともに「西神納小学校」に統合し閉校、「西神納小学校」は名称を『神納小学校』に変更
		神納東小学校	「神納小学校」とともに「西神納小学校」に統合し閉校、「西神納小学校」は名称を『神納小学校』に変更
		西神納小学校	「神納小学校」と「神納東小学校」3校統合し、名称を『神納小学校』に変更
	その他	中浜工業団地	「(有)山北町農林水産加工公社」に売買

(4) 民間活用（指定管理等）

実施年度	施設分類	施設名	指定管理者名
平成28年度～	市民文化系施設	北中生活改善センター	北中集落
	保健・福祉施設	生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家	中継集落
平成29年度～	市民文化系施設	村上市民ふれあいセンター	(公財)イヨボヤの里開発公社
		山熊田長期滞在施設	山熊田集落
	社会教育系施設	内水面漁業資料館	(公財)イヨボヤの里開発公社
		イヨボヤ会館駐車場	
		イヨボヤ会館公衆便所	
		縄文の里 朝日	
		村上市郷土資料館	
		村上市三の丸記念館	
		重要文化財若林家住宅及びその敷地	
		村上市指定文化財武家住宅「旧岩間家住宅」	
		村上市指定文化財武家住宅「旧嵩岡家住宅」	
		村上市指定文化財武家住宅「旧成田家住宅」	
		村上市指定文化財武家住宅「旧藤井家住宅」	
		村上歴史文化館	
	スポーツ・レクリエーション系施設	村上市営あらかわゴルフ場	あらかわゴルフ場運営グループ
		朝日グリーン・ツーリズム推進施設	特定非営利法人 都岐沙羅パートナーズセンター
		海府ふれあい広場	海府ふれあい広場管理運営組合
		村上体育館	NPO法人 総合型スポーツクラブ ウェルネスむらかみ
		山辺里体育館	
		上海府体育館	
		岩船運動広場	
		村上多目的グラウンド	
		村上市弓道場	
		山辺里第二体育館	
		門前谷体育館・グラウンド	
		神林球場	NPO法人 希楽々
		神林総合体育館	
		神林多目的グラウンド	
		神林プール	
		神納体育館	
		西神納体育館	
		北新保ゲートボール場	NPO法人 総合型地域スポーツクラブ 愛ランドあさひ
		朝日総合体育館	
朝日球場			
朝日多目的グラウンド			
高根体育館・グラウンド			
荃太体育館・グラウンド			
長津体育館・グラウンド			
産業系施設	村上高等職業訓練校	職業訓練法人 村上職業訓練協会	
	村上市勤労者総合福祉センター	(公社)村上地域シルバー人材センター	
	林産物展示販売施設	とれたて野菜市かみはやし株式会社	
	農産加工所	ゆりの会企業組合	
	朝日シルクフラワー製作工房	朝日村まゆの花の会	

実施年度	施設分類	施設名	指定管理者名
平成29年度～	保健・福祉施設	瀬波デイサービスセンター	(社福)村上市社会福祉協議会
		山辺里デイサービスセンター	
		デイサービスセンター「きわなみ荘」	
		デイサービスセンター「新きわなみ荘」	
		さわらびセンター	
		デイサービス長津	
		デイサービスセンター「ゆり花荘」	
	公園	高年齢者生活福祉センターふれあい羽衣	(社福)村上岩船福祉会
		三面川休憩所	(公財)イヨボヤの里開発公社
	鮭公園		
	村上市都市公園「記念公園」		
	供給処理施設	神林有機資源リサイクルセンター	農事組合法人 かみはやし有機
		朝日有機センター	株式会社 有機センターあさひ
その他	村上火葬場無相院	株式会社 会津屋	
	荒川火葬場普照園		
	山北火葬場		
平成30年度～	市民文化系施設	上助淵コミュニティセンター	上助淵区
	スポーツ・レクリエーション系施設	朝日みどりの里	株式会社 まほろば
		朝日まほろばふれあいセンター	
		朝日まほろば温泉スタンド	
		朝日みどりの里体験交流センター	
		朝日みどりの里休養施設	
		朝日みどりの里屋根付き多目的広場	
		朝日温泉活用健康増進施設	
		朝日みどりの里農産物直売施設	
		二子島森林公園	
	保健・福祉施設	養護老人ホームやまゆり荘	(社福)阿賀北福祉会
令和元年度～	スポーツ・レクリエーション系施設	荒川球場	NPO法人 サンスマイルあらかわ
		荒川総合体育館	
		荒川多目的グラウンド	
	山北総合体育館	特定非営利活動法人 さんぼくスポーツ協会	
子育て支援施設	山北森のなかよし学童保育所	NPO法人 おたすけさんぼく	
	あらかわ保育園	社会福祉法人颯和会	
保健・福祉施設	上海府デイサービスセンター	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	
その他	村上駅前観光案内所	(一社)村上市観光協会	
令和2年度～	市民文化系施設	温出地域農村研修センター	温出集落
		府屋駅前ふれあいセンター	府屋駅前町内会
		小俣集落センター	小俣集落
	スポーツ・レクリエーション系施設	笹川流れ夕日会館	笹川流れ観光開発
		桑川駅前広場駐車場	
	子育て支援施設	むらかみ病児保育センター	学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体
		あらかわ病児保育センター	
		神林学童保育所	
	保健・福祉施設	福祉センターゆり花会館	(社福)村上市社会福祉協議会
		神林いこいの家	村上市レクリエーション協会
		村上市コミュニティデーホーム	
	公園	町家広場	上町区
	その他	山北ゆり花温泉交流の館・八幡	さんぼく体験交流企業組合
令和3年度～	子育て支援施設	向ヶ丘保育園	社会福祉法人颯和会
		みのり保育園	
	保健・福祉施設	荒川いこいの家	株式会社NKSコーポレーション新潟支店
		村上市老人福祉センター	
		やまびこの家	
供給処理施設	村上市し尿処理場	村上市環境公社 有限責任事業組合	

6 公共施設等の維持管理及び更新に係る中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設

① 現在要している更新等経費

過去5年間に公共施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。このうち既存更新分の年平均は約10.4億円となっています。

表 2.9 公共施設（建物）に係る投資的経費の内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	1,336,853	672,631	1,311,031	1,443,647	434,325	1,039,697
	新規整備分	58,830	0	1,276,514	85,436	0	284,156
	用地取得分	29,296	41,406	19,105	0	0	17,961
	合計	1,424,979	714,037	2,606,650	1,529,083	434,325	1,341,815

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

本市が令和2（2020）年度時点で保有している公共施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用（自然体）について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準（大規模改修の時期30年、更新の時期60年）を用いて試算します。

この結果、令和4（2022）年度から令和37（2055）年度までの34年間で約1,488.6億円、年平均で約43.8億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の既存更新分）年平均約10.4億円に対し約33.4億円の超過となります。

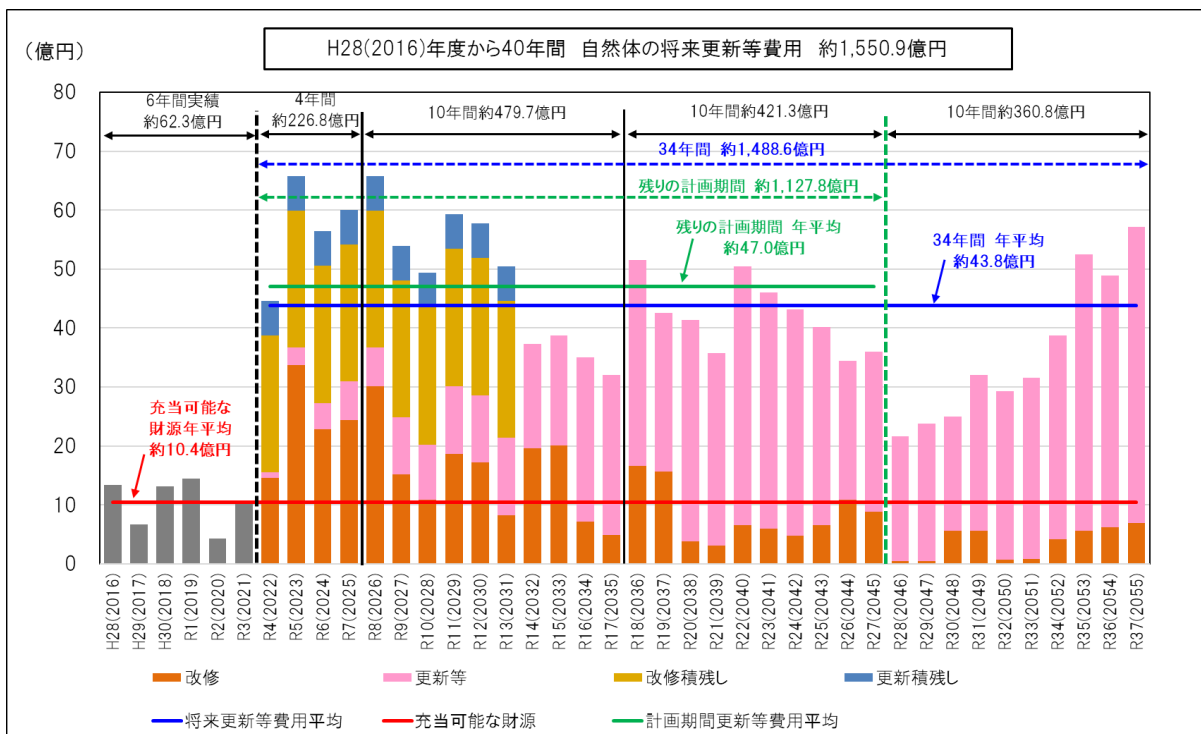


図 2.14 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

③ 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、学校施設については令和2(2020)年度に策定している学校施設長寿命化計画を反映し、その他の施設は総務省より提供されている公共施設等更新費用試算における大規模改修を40年、更新を80年として試算します。

その結果、令和4(2022)年度から令和37(2055)年度までの34年間で約1,269.7億円、年平均で約37.3億円が必要となり、充当可能な財源(過去5年間の公共施設にかかる投資的経費の既存更新分)年平均約10.4億円に対し約26.9億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後34年間の差額は約218.9億円、年平均で約6.5億円の縮減となります。

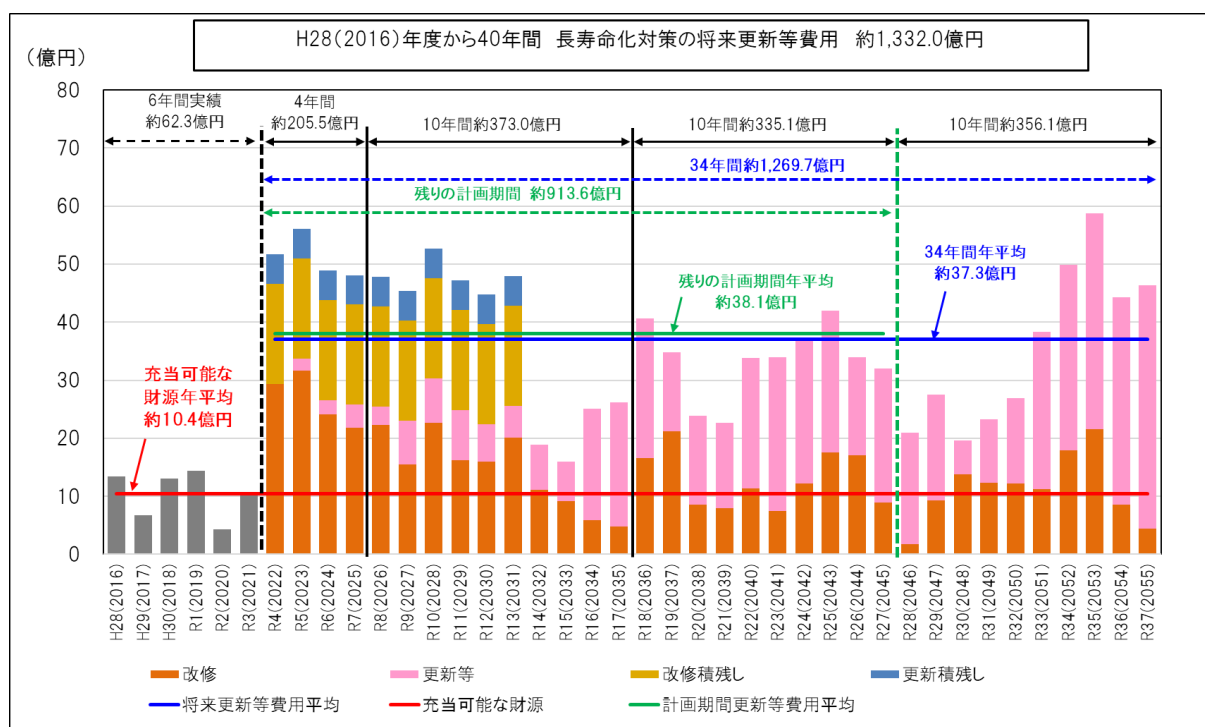


図 2.15 長寿命化対策を反映した場合の公共施設の将来更新等費用の見込み

表 2.10 公共施設(建物)の効果額

(単位: 億円)

公共施設	実績	試算					平均		
	H28~R3	R4~R7	R8~R17	R18~R27	R28~R37	合計	34年間	残りの計画期間	過去5年の充当可能な財源
a. 自然体	62.3	226.8	479.7	421.3	360.8	1,488.6	43.8	47	10.4
b. 長寿命化対策	62.3	205.5	373.0	335.1	356.1	1,269.7	37.3	38.1	
c. 効果額(b-a)	—	▲ 21.3	▲ 106.7	▲ 86.2	▲ 4.7	▲ 218.9	▲ 6.5	▲ 8.9	

注) ▲印はマイナスを示す。

(2) インフラ施設

① 現在要している維持管理・更新等経費

過去5年間にインフラ施設の更新等に要した実績額は、下表に示すとおりです。普通会計における既存更新分の年平均は約4.4億円、事業会計における既存更新分の年平均は約4.1億円となっており、普通会計と事業会計を合わせた既存更新分は約8.5億円となります。

表 2.11 インフラ施設に係る投資的経費の合計と内訳

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	516,572	414,301	437,908	425,113	398,036	438,386
	新規整備分	46,537	72,513	148,763	237,882	259,242	152,987
	用地取得分	4,421	166,954	138,638	4,085	10,083	64,836
	合計	567,530	653,768	725,309	667,080	667,361	656,210
事業 会計	既存更新分	519,782	268,498	679,261	257,885	315,404	408,166
	新規整備分	1,596,911	1,035,152	628,449	599,886	827,776	937,635
	用地取得分	0	0	0	0	1,133	227
	合計	2,116,693	1,303,650	1,307,710	857,771	1,144,313	1,346,027

出典：庁内資料

※既存更新分：公共施設の建替え及び改修するための経費

※新規整備分：新たな公共施設の建設をするための経費

※用地取得分：公共施設の建設等のための用地を取得するための経費

道路

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	388,904	240,477	385,948	289,725	278,115	316,634
	新規整備分	46,537	72,513	148,763	237,882	259,242	152,987
	用地取得分	4,421	166,954	138,638	4,085	10,083	64,836
	合計	439,862	479,944	673,349	531,692	547,440	534,457

橋りょう

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通 会計	既存更新分	127,668	173,824	51,960	135,388	119,921	121,752
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	127,668	173,824	51,960	135,388	119,921	121,752

上水道

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
事業 会計	既存更新分	519,782	268,498	679,261	257,885	315,404	408,166
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
	合計	519,782	268,498	679,261	257,885	315,404	408,166

下水道

(単位：千円)

区分	年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
事業 会計	既存更新分	0	0	0	0	0	0
	新規整備分	1,596,911	1,035,152	628,449	599,886	827,776	937,635
	用地取得分	0	0	0	0	1,133	227
	合計	1,596,911	1,035,152	628,449	599,886	828,909	937,861

② 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

本市が令和2（2020）年度時点で保有しているインフラ施設について、今後も維持し続けた場合に必要となる更新等費用（自然体）について、総務省より提供されている公共施設等更新費用試算の基準を用いて試算します。

その結果、令和4（2022）年度から令和37（2055）年度までの34年間で約2,069.0億円、年平均で約60.9億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ施設にかかる投資的経費の既存更新分）約8.5億円に対し約52.4億円の超過となります。

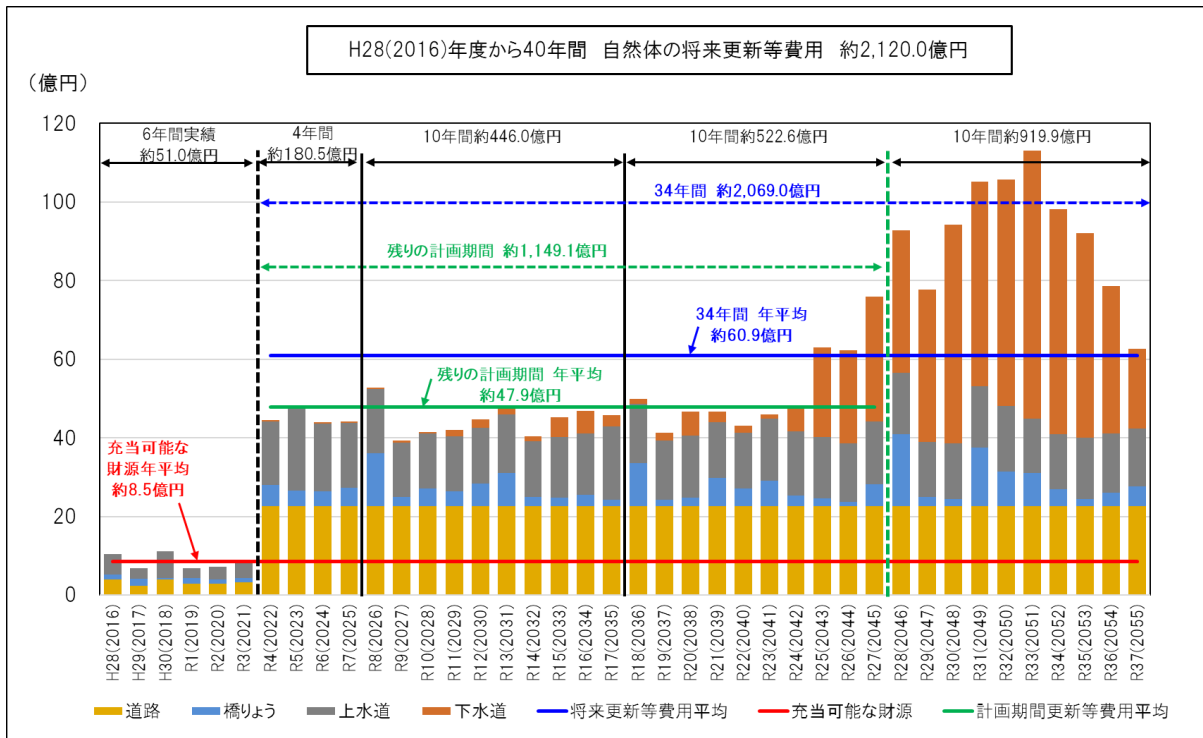


図 2.16 耐用年数経過時に単純更新した場合のインフラ施設の将来更新等費用の見込み

③ 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

インフラ施設の長寿命化対策を反映した場合の更新等費用の見込みは、下表のとおり長寿命化計画を策定している施設について反映します。

長寿命化計画を策定していない施設については、耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと同様に試算します。

表 2.12 長寿命化計画の反映

名称	策定年月	計画期間	対策費	反映状況
村上市舗装修繕計画 (個別施設計画)	平成30年3月	平成30年度～平成34年度	記載なし	反映なし
村上市横断歩道橋修繕計画 (個別施設計画)	令和2年3月	令和2年度～令和6年度	R5～R6 設計費25,000千円 R3～R4 補修費381,000千円	道路に（設計費＋補修費）を維持修繕費として計上、設計費はR5,6に12,500千円/年で割り振る、補修費はR4に190,500千円を割り振る
村上市トンネル修繕計画 (個別施設計画)	令和2年3月	令和2年度～令和6年度	R4 概算費用7,500千円 R6 概算費用1,000千円	道路に維持修繕費として計上
村上市橋梁長寿命化修繕計画	令和2年3月	令和2年度～令和11年度	修繕費の概算事業費32.4億円	維持修繕費として3.2億円/年で割り振る

その結果、令和4（2022）年度から令和37（2055）年度までの34年間で約2,055.7億円、年平均で約60.5億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間のインフラ施設にかかる投資的経費の既存更新分）約8.5億円に対し約52.0億円の超過となります。

道路、上水道、下水道の個別施設計画が未策定であることから、自然体の結果とほとんど変わらない状況です。今後、これら施設の計画的な修繕等を実施するため、個別施設計画を策定し、コスト縮減と平準化を図っていく必要があります。

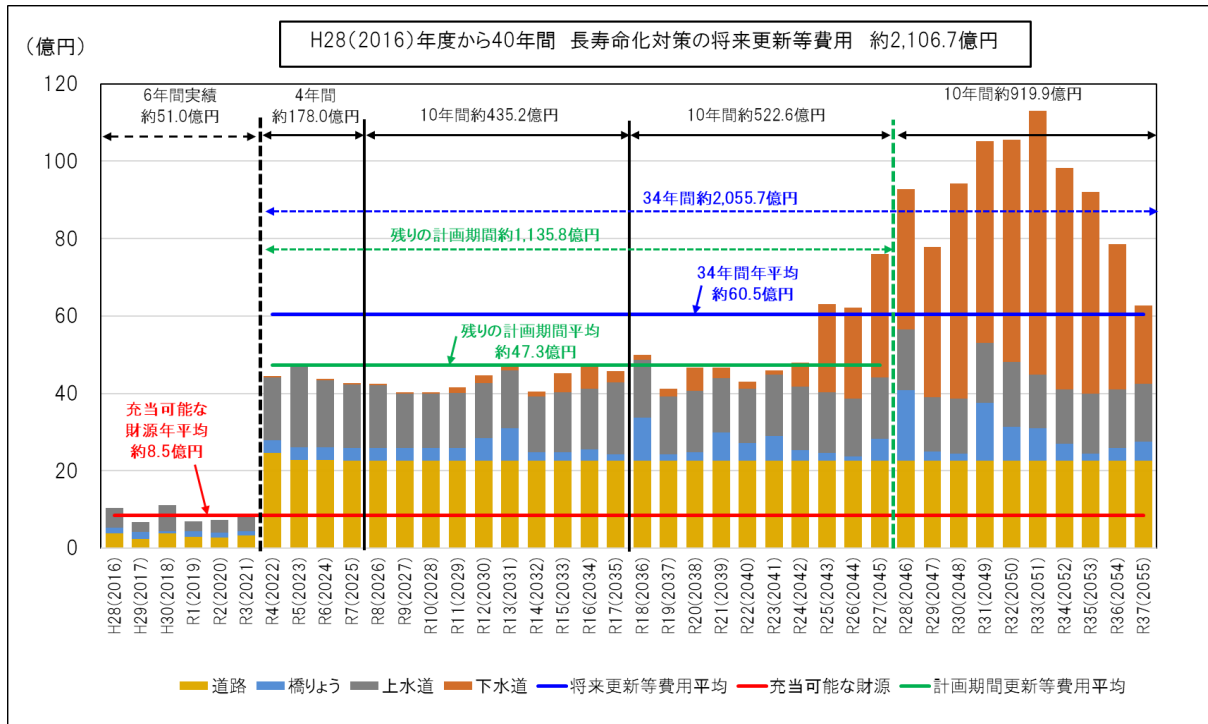


図 2.17 長寿命化対策を反映した場合のインフラ施設の将来更新等費用の見込み

表 2.13 インフラ施設の効果額

(単位：億円)

インフラ	実績	試算					平均		
	H28～R3	R4～R7	R8～R17	R18～R27	R28～R37	合計	34年間	残りの計画期間	過去5年の充当可能な財源
a. 自然体	51.0	180.5	446.0	522.6	919.9	2,069.0	60.9	47.9	8.5
b. 長寿命化対策	51.0	178.0	435.2	522.6	919.9	2,055.7	60.5	47.3	
c. 効果額(b-a)	0.0	▲ 2.5	▲ 10.8	0.0	0.0	▲ 13.3	▲ 0.4	▲ 0.6	

注) ▲印はマイナスを示す。

(3) 公共施設・インフラ施設の長寿命化対策等による効果額

① 耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込み（自然体）

耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込みは、令和4（2022）年度から令和37（2055）年度までの34年間で約3,557.6億円、年平均で約104.6億円が必要となり、充当可能な財源（過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の既存更新分）年平均約18.9億円に対し約85.7億円の超過となります。

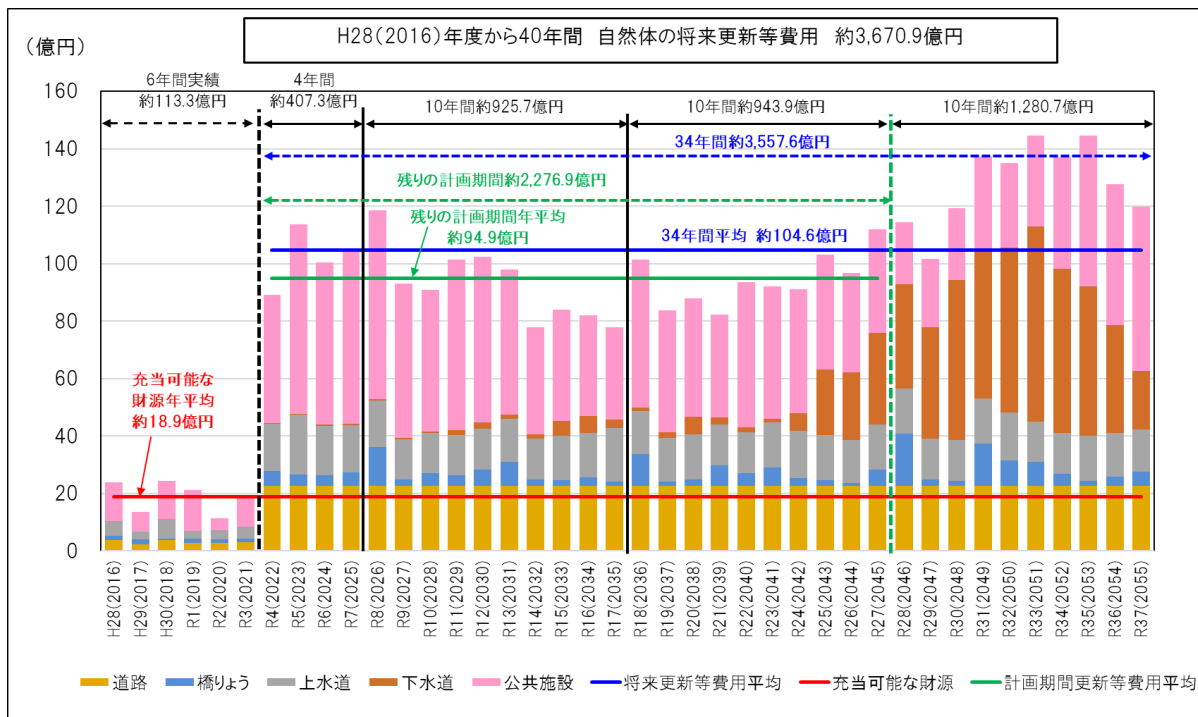


図 2.18 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込み

② 長寿命化対策を反映した場合の費用見込み

長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込みは、令和4（2022）年度から令和37（2055）年度までの34年間で約3,325.4億円、年平均で約97.8億円が必要となり、充当可能な財源年平均約18.9億円に対し約78.9億円の超過となります。

耐用年数経過時に単純更新した場合の費用見込みと比較すると、今後34年間の差額は約232.2億円、年平均で約6.8億円の縮減となります。

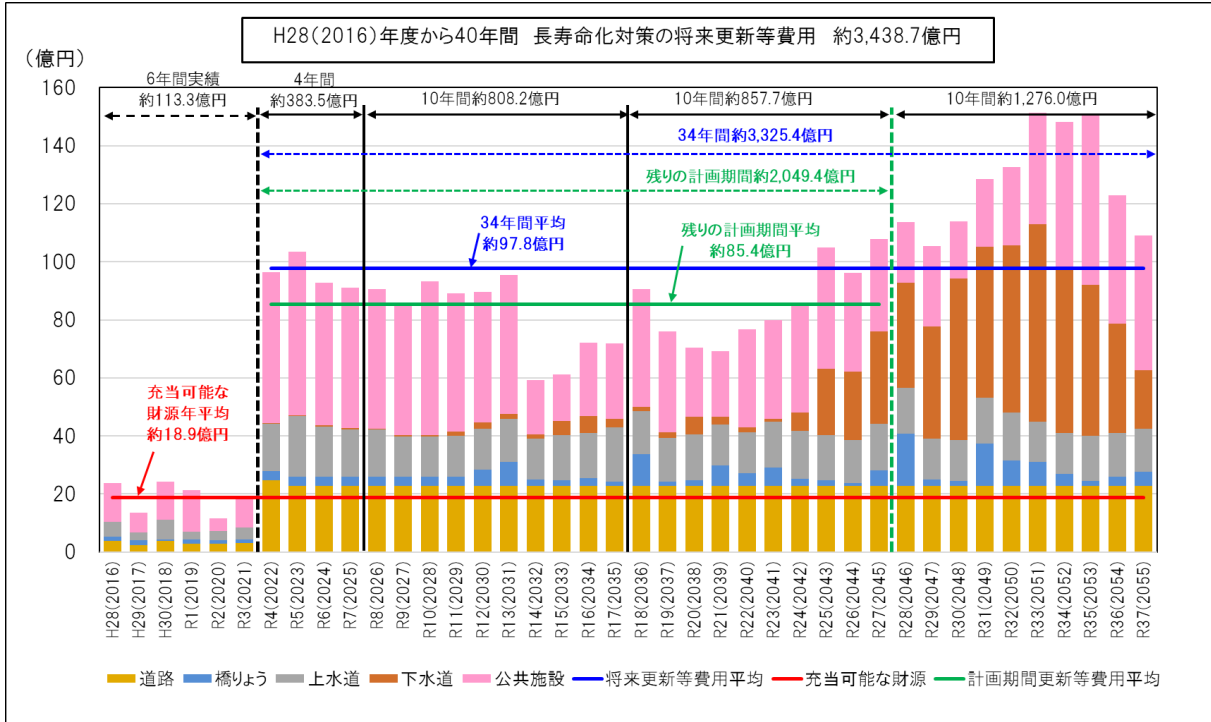


図 2.19 長寿命化対策を反映した場合の公共施設・インフラ施設の将来更新等費用の見込み

表 2.14 公共施設・インフラ施設の効果額

(単位：億円)

公共施設 + インフラ	実績	試算					平均		
	H28～R3	R4～R7	R8～R17	R18～R27	R28～R37	合計	34年間	残りの 計画期間	過去5年 の充当可 能な財源
a. 自然体	113.3	407.3	925.7	943.9	1,280.7	3,557.6	104.6	94.9	18.9
b. 長寿命化対策	113.3	383.5	808.2	857.7	1,276.0	3,325.4	97.8	85.4	
c. 効果額(b-a)	0.0	▲ 23.8	▲ 117.5	▲ 86.2	▲ 4.7	▲ 232.2	▲ 6.8	▲ 9.5	—

注) ▲印はマイナスを示す。

1 点検・診断等の実施方針

(1) 公共施設

点検・診断等は、市職員・施設管理者等が自ら行う「日常点検」及び「定期的点検」と、建築基準法や各種法令等により義務付けられている「法定点検」を計画的に行い、その結果に基づき必要性の高いものから優先して老朽化対策等に活用するなど、予防保全型の維持管理に転換していきます。

「日常点検」及び「定期的点検」の実施に際しては、令和2年度に策定した「劣化状況調査マニュアル」を活用し、施設の劣化や損傷の把握に努めます。また、「法定点検」については、要領等により定めのあるものはそれに準じて行うものとします。

点検・診断等により得られた施設の状態や対策履歴は、記録し蓄積するなど、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検 → 診断 → 措置 → 記録）を継続的に実施します。

(2) インフラ施設

日常的な点検は、パトロール等により行い、施設の劣化や損傷について早期に発見し、対応が比較的容易なものについてはその都度、適切な措置を行い、安全確保を図ります。また、大雨や地震が発生した際には、施設に異常が認められないか、異常時のパトロールを実施します。

国の点検マニュアルが公表されているインフラ施設については、そのマニュアルに従い、適切に点検を実施します。

点検等の結果については記録を共有し、この履歴を活用して、次回の点検、改修等に活用するメンテナンスサイクルを継続的に実施します。

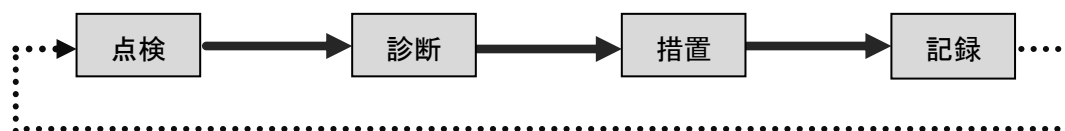


図 3.1 メンテナンスサイクルのイメージ

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 公共施設

村上市が「持続するまち」であり続けるため、適切な時期に修繕等を実施することで、施設性能の確保や安全性を向上させる予防保全型の維持管理を実施します。

また、計画的に修繕・更新等を実施することで、毎年掛かる修繕等費用の低減化、平準化を図ります。

更新の時期を迎えた施設については、利用状況、社会情勢の変化等を勘案し、施設の存続を検討し、更新する施設については、将来的に建物の需要の変化、ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー対策にも対応できるように努めます。

(2) インフラ施設

各施設の重要度等を踏まえ、施設性能の低下や事故を未然に防ぐ、「予防保全型」と、通常点検の都度に不具合が発見された場合に修繕する「事後保全型」に分けて、適切に維持管理を行います。

「個別施設計画」が未策定のインフラ施設については、今後、「個別施設計画」を策定し計画的に修繕・更新等を進めるための検討を行います。

施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい材料等の使用を検討します。

3 安全確保の実施方針

(1) 公共施設

公共施設のサービス提供にあたっては、安心・安全は不可欠です。法定点検による不備があった場合や耐震化が必要と判断された場合には、安全性を確保するとともに、災害時の拠点や避難所として指定されている施設については、優先的に耐震化に努めます。

市職員、施設管理者等が自ら行う「日常点検」や「定期的点検」により、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕等の必要な措置を講じます。また、個別施設計画に基づき、計画的に改修等を実施することで安全性の確保・向上を図ります。

供用廃止となった施設については、安全性を考慮し、民間への売却、貸付等を行います。安全性に問題のある施設については解体、除却等の対策を必要に応じて検討します。

(2) インフラ施設

日常点検や定期点検の結果、劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕等の必要な措置を講じ、インフラ施設の安全性を確保します。

既に、劣化や損傷の危険性が高い個所がある場合は、速やかに立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、復旧作業や除却等の必要な措置を講じます。

4 耐震化の実施方針

(1) 公共施設

耐震診断が未実施である施設については、施設の今後のあり方を踏まえたうえで、計画的に耐震診断を実施します。

耐震性を満たしていない施設については、施設の耐用年数や老朽度を勘案のうえ、更新、耐震化、廃止などの判断を適宜行います。また、今後も継続して保有していく施設については、耐震改修の実施を検討し、優先順位を定めて重要な施設から順次耐震化を図ります。

耐震補強工事等を実施する際には、長寿命化改修等を合わせて実施することで、長期的な維持管理コストの削減を図ります。

(2) インフラ施設

利用者の安全確保や安定した供給等が行われるよう、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、計画的に耐震化を進めます。

5 ユニバーサルデザイン化の推進方針

(1) 公共施設

施設の大規模改修・更新等の時期に合わせて、動線計画、配置計画、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに必要な設備計画、サイン計画等を行い、障害の有無、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が安心して快適に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン化を進めます。

敷地内では、駐車場から施設までの段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、連続的なバリアフリー化を図ります。

(2) インフラ施設

道路や橋りょうについては、歩道の拡幅や段差の解消などに努め、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全・安心して利用できる空間整備を進めます。

特に、村上駅周辺や集客性の高い公共施設周辺、通学路などでの導入を優先的に検討します。

6 長寿命化の実施方針

(1) 公共施設

公共施設の計画的な長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの抑制・平準化を図ります。

施設の利用頻度や建物の状況、耐用年数などを考慮の上、長寿命化改修等を行い長く使用する建物と、法令等に基づき構造別の使用年数まで使いきり、更新等を行う建物を区分し、適切に管理していきます。

長寿命化改修等を実施する際には、社会情勢の変化に合わせて新たに要求される性能を満たし、住民等が利用しやすい施設を目指すとともに、省エネルギー化や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、環境負荷の低減を図ります。

(2) インフラ施設

既に長寿命化のための個別施設計画を策定済みのインフラ施設は、その計画に基づき、長寿命化を図ります。今後、新たに策定するインフラ施設の個別施設計画については、本計画の方針と整合を図り、適正な供給や更新により、ライフサイクルコストの抑制・平準化に努めます。

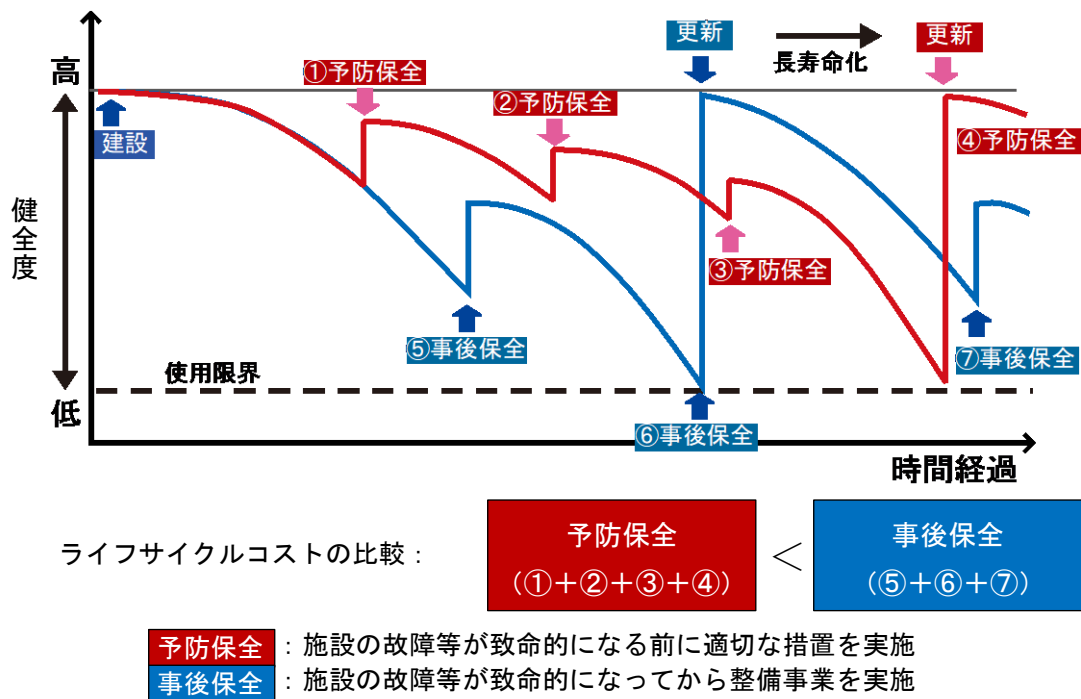


図 3.2 長寿命化のイメージ

7 統合や廃止の推進方針

(1) 公共施設

関連施設、同様施設について合併前の旧市町村域を越えた見直しを行い、利用頻度や施設までの距離、施設の耐用年数等により適正な配置を検討します。

老朽化に伴い、廃止や移転した施設の建物については、安全性を確保するために解体を行っていきます。

施設の廃止により生じる市有地は、売却や貸付等を行い、有効活用を図ります。

(2) インフラ施設

今後の社会情勢の変化や住民ニーズ、財政状況等を踏まえ、長寿命化を目的にインフラ施設ごとの個別施設計画に基づき、適正な維持管理を図ります。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 職員の意識啓発や技術向上

公共施設等マネジメントの取り組みを推進するためには、職員一人一人がその意義を理解することが重要であることから、公共施設の劣化状況を把握するために、マニュアルを作成しました。

今後は、このマニュアルに基づき、市職員等が建物の状況を把握出来るように、技術や知識の向上を図ります。

(2) 補助制度等の活用

国・県の補助制度等（公共施設最適化事業債、地域活性化事業債、除却事業に係る地方債など）を積極的に活用し、財政負担の軽減を図ります。

(3) 民間事業者との連携

PPP/PFI※の導入や、民間施設を利用した公共サービスの提供など、民間活力の効果的な活用に努めます。

※PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(4) 住民との協働・連携

住民や地域団体等が施設の維持管理・運営に参加する方法について検討し、住民との協働・連携を推進します。

(5) 受益者負担の適正化

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けたコスト計算を継続して行い、必要に応じて見直しを行います。

(6) 施設等の有効活用による財源確保

未利用資産の売却等、跡地の有効活用による財源確保を図ります。

1 市民文化系・社会教育施設

- 市民のニーズを把握しながら、利便性を確保するため、空調設備、外壁等の大規模改修を実施し適切な維持管理に努めます。
- 歴史的建造物（文化財施設、記念館、歴史館等）については、貴重な文化財保護のため適正な維持管理を進めます。基本的には、指定管理により現状を維持しつつ、継続して運営することとします。
- 老朽化が著しい収蔵庫は、廃校の利活用を含めて今後の方針を検討します。
- 利用頻度の低い施設や老朽化が進み修繕が難しい施設については、廃止・除却を検討するとともに、需要と供給のバランスに配慮した施設配置に努めます。
- 集落集会施設（コミュニティセンター、ふれあいセンター、環境改善センター等）については、指定管理者制度の活用を検討します。継続して利用を進める施設については維持補修を行い、現状の管理運営を継続します。
- 集客ホール施設については、今後の運営方針について議論を進め、改修内容の精査と検証及び施設運営方針の検討を行います

2 スポーツ、レクリエーション系施設・公園

- 多くの施設があり、複数の類似施設が見られることや施設により利用頻度にばらつきがあります。安全性を確保し快適に利用ができるよう維持管理に努め、新設・大規模改修については、必要性を見極めながら進めます。
- スポーツ施設については、「村上市スポーツ施設整備計画」を基本とし、緊急度の高い施設から優先的に修繕を行い、屋内・屋外スポーツ施設の維持管理を行います。利用頻度の低い施設や老朽化が進み修繕が難しい施設については、廃止・除却を検討します。
- 同じ種類のスポーツ施設については、今後の人口動向や各地域の特色などを考慮し、それぞれの施設の役割分担や、統廃合を明確にしながら需要と供給のバランスに配慮した施設配置に努めます。
- 体育館の耐震補強については、耐震診断の結果を踏まえ、長寿命化の改修とあわせて順次実施し、新設要望のある施設については、市民のニーズ把握に努め、財政状況を見極めながら検討します。
- レジャー施設（スキー場、ゴルフ場等）については、施設運営における課題を整理し、指定管理の導入や廃止も含めて今後の方向性を検討します。

【関連計画等】

- 村上市スポーツ施設整備計画（令和3（2021）年度策定中）

3 学校教育施設

- 合併前の旧市町村単位で整備を進めてきましたが、少子化による児童・生徒の減少により、学校が小規模化するなど教育環境が大きく変化しています。
- 児童・生徒数は、今後も引き続き減少することが見込まれていることから、ある一定規模以上の学校にするため統合を進めるとともに、使用されなくなった校舎等については、地域住民と協議しながら活用方法について検討します。
- 耐震化につきましては、平成 27 年度にすべての施設で実施済みであります。昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半に建設された施設が多く老朽化が問題となっており、児童・生徒の安全性確保はもちろん、地域住民の避難場所としての機能も果たせるよう防災機能強化及び改修を計画的に進めます。
- 学校教育施設のうち、長期的に利用が見込まれる校舎等については、村上市学校施設長寿命化計画に基づいた長寿命化改修や大規模改修などについて検討を進めます。また、統廃合により学校としての用途を廃止した施設については、学校跡地利活用検討委員会で建物の利活用策を検討します。
- 学校給食共同調理場は、今後の学校施設の統廃合の状況を踏まえて、運営や整備方針について適宜検討していきます。

【関連計画等】

- 村上市公立学校など施設整備計画（令和 3（2021）年 4 月）
- 村上市小・中学校望ましい教育環境整備計画方針（平成 28（2016）年 3 月）
- 村上市学校施設長寿命化計画（令和 3（2021）年 3 月）

4 福祉関係施設

- 全体的に施設の老朽化が進行しており、利用者の安全性と快適性を確保するため、必要な施設修繕を行います。
- 休止施設については、地域住民と協議しながら活用方法を検討するとともに、老朽化により修繕が困難な施設については、除却を検討します。
- 高齢者福祉施設（デイサービスセンター、福祉センター、老人ホーム等）については、指定管理者による運営を継続し、改修や長寿命化対策の実施を検討します。また、デイサービスセンターでは事業者への建物移譲による民営化についても検討します。
- 子育て支援施設（学童保育所、保育園、子育て支援センター等）については、少子化による子ども数が減少する中、3 歳未満児保育や特別保育、学童保育などの需要が高まり、保育環境の整備が求められています。施設の老朽化などを考慮しながら、村上市保育園等施設整備計画に基づいて検討します。

【関連計画等】

- 高齢者保健福祉計画
- 介護保険事業計画
- 村上市子ども・子育て支援事業計画
- 村上市保育園等施設整備計画

5 行政施設

- 本庁及び各支所庁舎、消防庁舎については、各地区の拠点施設として十分機能が果たせるよう、定期点検により、劣化が進む前に計画的な維持修繕に努めます。
- 本庁舎は行政サービスの中核施設であり、災害時においては拠点ともなるため、改修等に多額の費用が見込まれます。また、市町村合併に伴う人員増などにより執務スペース、会議室、駐車場の不足が顕在化しており、大規模改修（長寿命化）、建替え、移転新築等の方策を検証し方針を検討します。また、各支所庁舎については、地域の重要な拠点として、行政サービスのデジタル化などの動向を踏まえ、効率的な人員配置と施設の維持補修を進めます。
- 耐震化については、本庁舎については免震の補修工事が平成 27（2015）年度に完了しており、今後は定期点検の結果を踏まえて対応します。各支所庁舎、消防庁舎については、耐震基準を満たしています。

6 公営住宅

- 公営住宅の大半は昭和 30 年代後半から 50 年代に建築されたものであり、一部で耐用年数を経過しているものもみられ老朽化が目立ちます。今後の運営や整備方針については、公営住宅等長寿命化計画の策定において検討します。
- 一方で、公営住宅に対する需要は村上地区において依然として高く、長寿命化や建替えの検討を行い入居者に良好な住環境を提供するため適正な維持管理を行い、耐震改修や大規模改修を行いながら長寿命化に努めます。
- また、坂町住宅・前坪住宅については、老朽化が激しく施設の建替えは行わないため、既に新規入居者の募集を停止しており、空き家になった場合には順次取り壊しを行います。

【関連計画等】

- 村上市公営住宅等長寿命化計画

7 上水道施設

- 将来にわたり水道水の安定供給を確保するため、老朽化施設や老朽管の更新、改良工事を計画的に進めます。また、簡易水道と上水道の統合を進め、安定供給と事業の効率化に努めます。
- 上水道施設や管路の耐震化を推進し、災害に強い供給体制を確立します。

8 下水処理施設

- 本市の下水道は、1980 年代から供用が開始されており、管路は全体的に新しく、ほとんど更新はありません。しかし、各地区で同時期に整備が進められたため、令和 27（2045）年頃から更新も集中し財政負担が大きくなると思われます。
- 今後は、既設処理施設の老朽化に対応するため、計画的な維持管理により施設の長寿命化や管理コストの平準化に努めます。
- 下水道施設については、処理場等老朽化施設の計画的な更新により、施設延命、機能保持を図ります。また、処理場やポンプ場については、更新事業と併せて耐震化を図ります。

9 道路・橋りょう

- 道路、橋りょうについては、市民の生活に直結するため非常に重要であり、利便性や安全性の確保が重要です。
- 市道については、路面状況を見極めながら安全を確保するため、適切な維持補修に努めるとともに、道路ストック点検を実施し、計画的に長寿命化を図ります。また、利便性向上のため国道・県道などへのアクセス性の向上や安全性に配慮した幹線市道、連絡道路の整備を推進します。
- 誰もが利用しやすい安全かつ快適な生活道路の整備を推進します。また、狭あい道路の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。
- 橋りょうの将来費用の推計額は、年度ごとにばらつきがあるため、点検を実施し安全性を確保しながら「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて計画的に予防保全型の適切な維持管理に努め、道路の安全性確保と長寿命化を図ります。
- 農道・林道については、農林業の生産基盤として一層の整備充実を図ります。

【関連計画等】

- 村上市道路整備計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 村上市排水路整備計画
- 林道施設に係る個別施設計画

10 その他の施設

- 産業系施設、供給処理施設については、利用頻度を見ながら、安全性を確保するとともに、必要に応じて長寿命化や大規模改修を行います。また、財政状況を見極めながら利便性の向上に努めます。
- 廃炉となったごみ処理場については、財政状況を踏まえた上で取り壊しを行います。
- 火葬場の大規模改修や建替えについて検討を進めます。

11 普通財産

- 現在活用されていない遊休施設については、民間への貸出、売却も含め、市民・議会等と情報を共有しながら活用方法を検討するとともに、老朽化のため活用が困難な施設については除却を進めます。

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制整備

各公共施設、インフラ施設の所管課により実施計画等を策定していることから、それらの計画を推進することを基本とし、計画ごとの調整が必要な場合には、村上市行財政改革推進本部において情報を共有し総合的かつ計画的に管理を行うものとし、全庁的に取り組みを行います。

また、公共施設やインフラ施設の現状と課題について職員一人一人理解し、適正な公共施設の配置・運営に努めます。

2 情報管理・共有方策

公共施設等の全庁的な取り組みとして、行財政改革に係る重要事項とし村上市行財政改革推進本部において情報を共有し総合的かつ計画的に管理を行うものとしします。

また、固定資産台帳・新公会計システムを活用し一層の情報共有化を図ります。

3 フォローアップの実施方針

本計画の実施にあたっては、村上市行財政改革推進本部において進捗管理を行うとともに、必要に応じて行政改革推進委員会の意見を聴いたり、市議会への説明やホームページ、市報への掲載など市民への周知に努めます。

また、財政状況・社会情勢・市民ニーズの変化などにより、計画の見直しが必要な場合には随時見直すこととします。

1 公共施設等の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

- ◆物価変動率、落札率等は考慮しない
- ◆公共施設の更新（建替え）、大規模改修は、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新する
- ◆建築後、30年で大規模改修を実施（ただし、大規模改修の実績がある施設は除く）
- ◆建築後、60年で更新（建替え）を実施
- ◆建築後31～50年を経過していて、大規模改修未実施の施設については、今後10年間に実施するものと仮定して、大規模改修費用を均等に振り分けて計上
- ◆更新（建替え）費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

資料表 1. 公共施設の更新等費用の単価

(単位：万円/m²)

施設類型	大規模改修	更新
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

(2) インフラ施設

①道路

- ◆更新年数 15 年
- ◆更新費用
 - ・全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を、毎年度更新していくと仮定
- ◆更新費用単価
 - ・道路（1 級、2 級、その他）：4,700 円/m²
 - ・歩行者道：2,700 円/m²

②橋りょう

- ◆耐用年数 60 年
- ◆更新費用単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

資料表 2. 橋梁の更新費用単価
(単価：円/m²)

種別	更新
PC橋	425,000
RC橋	425,000
鋼橋	500,000
石橋	425,000
木橋等の他	425,000

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

③上水道

- ◆耐用年数 40 年
- ◆更新費用単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

資料表 3. 上水道の更新費用単価

(単位：円/m)

導水管	更新
300mm未満	100,000
300mm～500mm未満	114,000
500mm～1000mm未満	161,000
1000mm～1500mm未満	345,000
1500mm～2000mm未満	742,000
2000mm以上	923,000

(単位：円/m)

送水管	更新
300mm未満	100,000
300mm～500mm未満	114,000
500mm～1000mm未満	161,000
1000mm～1500mm未満	345,000
1500mm～2000mm未満	742,000
2000mm以上	923,000

(単位：円/m)

配水管	更新	配水管	更新
50mm以下	97,000	800mm以下	178,000
75mm以下	97,000	900mm以下	199,000
100mm以下	97,000	1000mm以下	224,000
125mm以下	97,000	1100mm以下	250,000
150mm以下	97,000	1200mm以下	279,000
200mm以下	100,000	1350mm以下	628,000
250mm以下	103,000	1500mm以下	678,000
300mm以下	106,000	1650mm以下	738,000
350mm以下	111,000	1800mm以下	810,000
400mm以下	116,000	2000mm以上	923,000
450mm以下	121,000		
500mm以下	128,000		
550mm以下	128,000		
600mm以下	142,000		
700mm以下	158,000		

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

④下水道

◆耐用年数 50 年

◆更新費用単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」の値を採用

資料表 4. 下水道の更新費用単価

(単位：円/m)

管種	更新
コンクリート管	124,000
陶管	124,000
塩ビ管	124,000
更生管	134,000
その他	124,000

出典：公共施設等更新費用試算ソフト（総務省監修）

村上市公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 28 年 9 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

発行 村上市

編集 村上市 総務課 行政改革推進室

〒958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号

TEL : 0254-53-2111 (代表) FAX : 0254-53-3840

E-mail : somu-g@city.murakami.lg.jp